

私たちの暮らしと 生物多様性

講演録

生物の多様性について
考える 温暖化防止
月間イベント

日時:平成22年12月17日

場所:東京区政会館20階会議室

■講師

古田尚也

IUCN日本プロジェクトオフィス
シニアプロジェクトオフィサー

半谷 順

経団連自然保護協議会事務局次長



目 次

講 演 録	頁
1 <講演Ⅰ>	
生物多様性をめぐって～生物多様性条約とCOP10～ . . . 1	
IUCN日本プロジェクトオフィス	
シニアプロジェクトオフィサー	古田 尚也
2 <講演Ⅱ>	
ビジネスと生物多様性	
～経団連自然保護協議会の取り組みを中心に～ . . . 12	
経団連自然保護協議会事務局次長	半谷 順
講演会配布資料	25

この講演録は、平成22年12月17日に行われた講演の内容を集録したものです。

プロフィール

古田尚也(ふるた・なおや)

東京大学農学部修士課程修了。三菱総合研究所に入所後、政府機関や民間企業を顧客とした環境政策や CSR 戦略に関する調査コンサルティング業務、途上国における環境国際協カプロジェクトに多数従事。2000-2001 年には、日本人として初めて IUCN(国際自然保護連合)本部(スイス)で勤務。2010年 5 月に新設された IUCN 日本プロジェクトオフィスで生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)の成功に貢献するため、「ポスト 2010 年目標」などのグローバルな政策立案に従事する。生物多様性条約事務局発行ニュースレター“Business.2010”のアドバイザー委員も勤める。

半谷 順(はんが い・じゅん)

慶應義塾大学法学部卒業。東京電力株式会社に入社(1987年)後、法務、人事、監査業務を経て、2002年社内環境管理総括業務担当。2008年より経団連自然保護協議会事務局次長。「日本経団連生物多様性宣言」の発表、生物多様性に関する国連の会議に関する業務、COP10の成功に向けた提言の発表等の業務に従事する。2010年 10 月のCOP10において 3 つの共催行事を成功させる。COP10政府交渉団の一員としても参加する。

「生物多様性をめぐって ～生物多様性条約とCOP10～」

IUCN日本プロジェクトオフィス

シニアプロジェクトオフィサー 古田 尚也

今日は「生物多様性をめぐって」ということで、主に生物多様性条約と、今年10月に名古屋で開催されたCOP10（第10回生物多様性条約締約国会議）の概要についてご紹介させていただきたいと思います。

最初に、IUCN（国際自然保護連合）について少しご紹介させていただきます。レッドリストという言葉をお聞きになった方は結構いらっしゃると思いますが、IUCNの活動の中で一番有名な活動の一つがレッドリストの作成です。東京都とか日本とか、地域や国レベルでもレッドリストはつくられています。IUCNは世界全体、グローバルレベルでのレッドリストをつくっている機関です。また、日本ですと屋久島とか白神山地、知床などが世界遺産の中で自然遺産に指定されていますが、IUCNはこの自然遺産の審査をする機関にもなっています。

IUCNは1948年にできた団体でありまして、今は200ぐらいの政府及び政府関係の機関と、800ぐらいのNGOが世界中で会員になっています。日本も日本政府と環境省、あと20ぐらいのNGOが会員になっています。そういう団体会員のほかに専門家の方々が個人で会員になっておられまして、それが世界中で1万人ぐらいいらっしゃいます。そういう個人の会員の方々、ボランティアの方々が協力して、先ほどご紹介したようなレッドリストをつくったりしているわけです。ということで歴史は非常に長くて、国際的な、大きな支援のネットワークでありまして、団体会員と、専門家が個人で入られている専門家委員会と事務局、この3つから構成されている組織です。

それでは、生物多様性条約についてお話をさせていただきたいと思います。

1992年にブラジルのリオデジャネイロでサミットが開催されまして、環境に関する3つの条約が誕生しました。1つは気候変動枠組み条約で、地球温暖化に関する条約です。もう1つは生物多様性条約、そして3つ目は砂漠化防止条約です。

生物多様性条約ができた背景について少しご説明しますと、主に1970年代にラムサール条約、ワシントン条約、ボン条約、世界遺産条約といった、幾つかの大きな自然保護に関する国際条約ができたわけですが、1980年代になって、これらだけではどうも不十分であるというような意識が高まってきました。ラムサール条約では、世界の湿地を対象にして、保全すべき湿地のリストをつくりました。ワシントン条約は絶滅のおそれのある野生生物の貿易取引に関する条約です。ボン条

約は移動性の野生生物に関する条約ですし、世界遺産条約は国立公園とか自然保護地域の中で特に世界的に傑出したものを選んでリスト化していくという条約ですが、特定の生態系とか部分だけを扱っていたのでは、どうしても世界全体の自然の劣化をとめることができない。より包括的なアプローチが必要だという問題意識が高まってきたということです。

2点目としては、保全と開発の両立の必要性ということです。自然保護といっても、例えば国立公園などの保護地域はたくさんつくられたわけですが、政府がここは大切だから守るというふうに決めても、多くの場合、そういうところに昔から人が住んでいたりして、そういう人たちを追い出してしまったり、せっかく指定しても地域コミュニティの人たちが昔から利用していたりするので実際は保護されないとか、保護一辺倒だとどうしても現場でうまくいかない。そこで、開発と保全を両立させながらやっていかないとよくいかないという問題意識が出てきたということです。

3点目は、1960年代にDNAの構造がわかって、自然保護の分野でも、それまで条約等で対象になっていなかった遺伝資源、遺伝的な多様性の重要性が着目されるようになってきました。

例えば1980年にIUCNとUNEP（国連環境計画）とWWF（世界自然保護基金）がつくった「世界保全戦略」というのがあるのですが、この戦略には、生態系と生命維持システムの保全、遺伝的多様性の保全、種と生態系の持続可能な利用という3つの概念が盛り込まれています。生物多様性条約をつくらうということが初めて提案されたのはリオサミットの10年以上も前で、IUCNは今4年に1度、総会をやっているわけですが、1981年の総会で生物多様性条約が必要であるという決議が行われました。それに引き続いて1984年ぐらいから、国際法の専門家のグループなどが中心になってこの条約をつくり始めたわけです。そういう意味ではIUCNにとってこの条約は非常にかかわりの深い条約の1つであります。

生物多様性条約には3つの目的があります。これはある意味では、先ほど申し上げた3つの課題に対応するようになっているわけです。1つは包括的アプローチの必要性ということで、生物多様性（遺伝子、種、生態系）の保全ということを言っています。多様性というのはバラエティーが豊富であるということで、例えば種だけ保全すればいいということだと、たった数匹になっても動物園にいればいいじゃないかという話にもなるわけですが、そうすると遺伝的な多様性は保全できません。あと、生態系の多様性ということでいうと、極端な話をすれば、たくさん生物がいるのは熱帯地域だから、熱帯地域だけ保全すればいいじゃないかというような議論も出てくるわけですが、そうではなくて、砂漠には砂漠に適応した生き物がいますし、北極とか南極のような寒いところでは、寒いところに適応した動植物が進化してきているわけです。いろいろな生態系それぞれが価値があるということで、遺伝子、種、生態系、この3つのレベルの多様性どれもが重要で、こ

れを全体として保全していかなければいけない。そういう考え方が導入されています。

皆様にお配りした環境省発行の『いのちがつながっている』というパンフレットの8ページ、9ページに「いのち 長い時を経て多様に」という図があります。今、地球上にいる生物は、実は30 数億年という非常に長い年月をかけて、たった一つの生物がこれだけ多様に進化してきたわけです。ですから、進化して多様になった、その全体が重要であって、今後も地球上の生物が進化していけるような環境を維持していかなければいけないということが考え方の基本になっています。

生物多様性条約の2つ目の目的として、保全と開発の両立の必要性ということから、持続可能な利用という目的が導入されています。これも非常に重要な目的で、例えば最近日本では「里山」ということがよく言われていますが、「里山」というのも人が利用しながらつくり上げてきた環境でありまして、持続可能な利用をするということが最終的には保全にもつながっていく。そういう考え方が目的の中に入っているわけです。

3つ目の目的は、バイオテクノロジーの進展と遺伝資源に注目して、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分ということです。遺伝資源というのは世界中にいろいろあるわけですが、特に熱帯の発展途上国にいろいろなものがある、実際に私たちもそういう生物資源を利用して、いろいろな医薬品等が開発されて、そのことによって私たちは非常に大きな恩恵を受けているわけです。今後、そういう技術もどんどん進化すると思いますし、新聞などを見ても、新しい薬が発見されたとか、そういうニュースがありますけれども、これからは私たちがいろいろな生物の、特に遺伝資源を利用して豊かな生活を実現していくためには、そもそもそういう遺伝的に多様な素材が維持されていなければ、利用のしようがないわけです。

皆さん、地球温暖化のことはニュースなどでたくさん聞かれていますと思いますが、現在の見通しでいくと地球はこれからもどんどん温暖化していくようです。ついこの間もメキシコのカンクンで地球温暖化の会議がありまして、地球全体の気温の上昇を2度でとめるとか、1.5度でとめるというような目標が話し合われているわけですが、場所によってはもっと上がっていくでしょうし、干ばつとか洪水とか、いろいろな気象変化が起こるわけで、我々もそういう新しい環境に適応していかなければいけないわけです。そのためには遺伝的な多様性が確保されていないと、例えば作物の品種改良をするにしても、品種改良をするための遺伝的な素材がなければ、バイオテクノロジーだけでも改良のしようがありません。そういう意味でも遺伝的な多様性の確保というのは非常に重要です。そういうものがうまく確保されるためには、そこを守っている人たち、多くは途上国の自然に近いところに住んでいる人たちですけれども、そういう人たちに、例えばもうかるからといって森を伐採して企業へ売ってしまうということではなくて、守っているということに対し

てちゃんと報酬といいますか、メリットを感じられるようにしてあげなければいけない。そのための仕組みとして、遺伝資源の利用から得られた利益の一部をそういう人たちに還元していこう。そういうことが3つ目の目的として掲げられているわけです。

生物多様性条約は1992年にできて、今年で18年たつわけですが、これまでいろいろな成果を上げてきました。ちょっと細かい話になりますが、生物多様性と言われてもぴんと来る人は少ないと思います。生物多様性がどうして必要なのか。どうしてそういうものを守らなければいけないのか。たぶん多くの方がそういう疑問を持つと思うのですが、私たち人間にとってどうして生物多様性が重要なのか、どういう恩恵を受けているのかということを知りやすく説明する概念として、最近、「生態系サービス」という概念が導入されています。基盤サービスとか、供給サービス、調整サービス、文化的サービスといったさまざまな形で、人間は自然から恩恵を受けているわけです。そういう恩恵を私たちに提供してくれるためには、自然がきちんと機能しなければいけない。そのために生物多様性が非常に重要である。生物が多様であるということが、生態系がきちんと機能するためには不可欠である。そういう理解が深まってきているわけです。

その後、生物多様性と貧困削減に関する理解も深まってきました。2002年のCOP6で条約全体の目標、「生物多様性2010年目標」が定められて、貧困の低減及び地球上のすべての生命の利益への寄与として、現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減退させるということがうたわれました。生物多様性の問題と貧困の問題は密接に結び付いているということ、この条約の中できちんと認識しているわけです。そして、この目標はさらに国連ミレニアム開発目標の中の1つの目標にもなっています。

生物多様性というのは、先ほどちょっと里山の話をしてきましたが、人間も生物多様性の一つであって、最近のいろいろな研究から、地球上に人間の手のついていない原生的な自然というのはほとんどないということがだんだん明らかになってきました。一見、原生的な自然に見えるところでも、過去の歴史をさかのぼってみると何らかの形で人間の活動の影響が及んでいる。例えば日本列島にしても、アジアの多くの国々にしても、何千年にわたって人と自然が共存するような文化が生まれてきているわけです。地球上にそういう文化がたくさん生まれては消え、生まれては消えて、ある意味で言えば自然とうまく折り合いをつけてきた文化が比較的残っているということだと思います。そういう中で人間がつくり上げた空間に適応した生物が進化して生きてきた。そういうような状態が起きてきているわけで、文化の多様性や伝統的知識と生物多様性というものは切っても切れない関係にある、そういう理解もこの条約の中でだんだん深まっています。

気候変動と生物多様性の問題も非常に密接にかかわっています。今年の秋、サンマがとれないと

いうニュースがありました。また、夏は非常にたくさんゲリラ豪雨があって、いろいろなところで水害が起きました。気候変動の問題というのは、CO₂の空気中の濃度が350ppmだとか450ppmだとかいっても我々はわからないわけです。気候の状態の変化を我々は何で知るかというと、とれるはずの魚がとれないとか、天気がどうもおかしいとか、そういう生態系の働きを通じて私たちは気候の変動を感じるわけです。そのように気候変動と生物多様性の問題というのはいろいろな形で結び付いているという理解も深まってきました。

先ほど遺伝資源の話をしましたけれども、生物多様性は重要だけれども経済発展も重要で、そのためには生物多様性が犠牲になっても仕方がないんじゃないかという意見もあるかと思います。そういう問題に対して、今、経済学の観点からの研究も進んでいます。今、対策をとるコストと、とらなかった場合に将来発生するいろいろな被害に対処するコスト、そういうものを比べて、はたしてどちらが賢い選択なのかというような研究も進んできています。

これも皆さん、ニュースでよくお聞きになるとおもいますが、ブラックバスがいろいろな湖に放流されて、今までいた生物を駆逐してしまったとか、アライグマが家に侵入してきたとか、そういう外来種の侵略的移入種の問題もこの条約の条文に入っています。世界で最も有害な100の外来種のリストを作ったり、いろいろな情報の集約とか啓発活動が行われています。

生物多様性条約というのは非常に大まかな枠組みを決めている条約で、世界全体での目標とか原則を決めているわけですが、それを具体的に実施するために、各国で生物多様性国家戦略をつくりなさいということになっています。きょう、皆さんにお配りした「いのちは支えあう」というパンフレットには、日本政府がつくっている一番新しい生物多様性国家戦略の概要が載っています。国によって生態系とか生物多様性は違いますし、社会的、経済的状态も違いますから、画一的にこれだけやればよいということで解決できる問題ではなくて、それぞれの解決策が必要です。ですから、それぞれの国・地域に合った形で国家戦略をつくりなさいということになっています。今、190数カ国が生物多様性条約に加盟していますが、そのうち170カ国ぐらいが既に国家戦略をつくって、条約の目的の実施を進めています。

また、生物多様性条約の目的に従っていろいろなことをやりたいけれども、特に途上国にはお金も技術もないという問題があります。そのための資金メカニズムとして、この条約では地球環境ファシリティというものが定められていて、これまでかなりの資金が途上国のプロジェクトに対して提供されています。こういった制度を利用して、世界の国立公園などの自然保護地域の整備のためにお金が使われてきているわけです。

また、生物多様性条約には、遺伝子組み換え生物等の国境を越える移動に関する手続き等を定め

た国際的な枠組み、カルタヘナ議定書というのがつくられています。これは 2003 年 9 月に発効し、2010 年 2 月現在、157 の国及び地域で批准・締結されています。こういったものも成果の一つであります。そのほかにもいろいろなガイドラインや原則等がつくられていまして、こういうものを参考にして、各国で今いろいろな取り組みを進めている。そういう状況になっています。その後、いろいろな分野での作業計画等もつくられています。

生物多様性条約は国際条約ですから、国が加盟するものですが、地球温暖化の問題もそうですが、国だけで解決することはできないわけです。特に近年は企業の力が非常に大きくなってきて、国境を越えた非常に大きな貿易とか投資とか、さまざまな活動をしておりますので、企業が生物多様性条約の目的に反した活動をしていけば、国がいくら頑張っても全体としてはなかなかうまくいかないということで、企業の皆さんにも生物多様性条約にいろいろな形で参加していただきたいという動きがあります。2006 年にブラジルで開かれた COP 8 で、企業の皆さんも生物多様性の取り組みに参加してくださいという決議がされました。これは後半で半谷さんからもう少し詳しいお話があると思いますが、COP 9、COP 10 で企業の参加も進められています。

それから、企業のほかに、都市・地方自治体も重要なわけです。実際にいろいろな取り組みが行われているのは都市や地方自治体であるということから、都市や地方自治体にも生物多様性の問題に積極的に取り組んでもらわなければ問題は解決できません。都市・地方自治体と生物多様性について、2008 年の COP 9 で初めてそのような決議が出て、今回、名古屋で行われた COP 10 では生物多様性国際自治体会議という非常に大きな国際会議が開かれて、生物多様性に関する都市・地方自治体の方々のより積極的な参加を呼びかけています。都市・地方自治体に関しては IUCN などがつくった「都市と生物多様性に関するハンドブック」というのがありまして、その CD-ROM を会場の外に置かせていただいておりますので、興味のある方がいらっしゃったら後でお持ち帰りいただければと思います。

生物多様性条約はいろいろな成果を上げてきましたけれども、同時に課題もいろいろあるわけです。1 つは、「生物多様性」という言葉の問題です。今年、COP 10 が名古屋であったおかげで、日本でも知名度が一気に高まったわけですが、「生物多様性」という言葉がわかりにくいというのは何も日本だけではなくて、実は世界中でそういう状況があるわけです。イギリスで何年か前に行われたアンケートでも、「生物多様性」という言葉は何のことを意味しますかという質問に対して、一番多かったのは、新しい洗剤の商品名だという答えだったそうです。ですから、「生物多様性」という言葉はちょっとなじみにくいというのが一つの課題になっていると思います。

生物多様性条約は最初にご説明したように包括的なアプローチで、遺伝子、種、生態系というこ

とを扱いますので、条約には非常に幅広いテーマが挙げられています。ですから、どうしても議論が定まらないといえますか、拡散してしまうという問題もあります。あと、包括的な条約であるために、ほかのいろいろな条約とある意味でオーバーラップしている部分もありますから、ほかの条約との調整とか、そういったところにもかなりのエネルギーを割かれてしまっているという課題もあります。

科学的な知見や指標もまだまだ不足しています。生態系、種、遺伝子という3つのレベルがあるわけですが、この中で一番よくわかっているのは種のレベルです。生物種の絶滅リスクをあらわしているレッドリスト・インデックスというのがありまして、鳥とか、哺乳類とか、両生類とか、サンゴ礁とか、グループごとに絶滅のリスクが変化している、そういうようなデータはあるわけですが、例えば遺伝子レベルでのグローバルな指標、データは十分ではないというのが現状です。

ちなみに、よくわかっている生物種でさえ、地球上にあるとされている生物の中で、生物種の数およびその絶滅リスク評価として既に180万種は記載済みなのですが、そのうち評価されているのはほんの一部で、4万5,000種程度にすぎません。ですから、私たちは現状すら十分に把握できていないということが言えると思います。

地球温暖化の分野ではIPCC（気候変動に関する政府間パネル）というのがありまして、これは科学的ないろいろな研究成果を総合的にレビューして、それを政策提言につなげていく機関です。生物多様性の分野でも、今、IPBES（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）という機関をつくらうという議論が進められています。うまくいけば今後設立されるわけですが、今のところそういった機関はありません。

途上国と先進国の対立も根深い問題として残されています。特に条約の3番目の目的である遺伝資源の利用から得られる利益の配分の問題、そして途上国への資金援助の問題が、条約の成立当初からずっと大きな問題になってきています。

そういう中で今年の10月18日から29日まで、名古屋でCOP10が開かれたわけですが、その前に先ほど申し上げたカルタヘナ議定書の締約国会議が1週間開かれています。3週間で閣僚、元首を含む1万3,000人余りが参加して、約350のサイドイベントが開催され、47の決議が採択されています。IUCNからも100人ぐらいの職員がこの会議に参加しました。

COP10ではいろいろな議題が議論されましたが、ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）、新戦略計画2011-2020年（ポスト2010年目標）、資金動員戦略（指標と目標、革新的資金メカニズム）、この3つが一番問題になりました。そのほかにも先ほど申し上げたIPBESとか、

日本のNGOから提案された国連生物多様性の10年等、こういった議題が議論されました。

COP10で一番大きな議題になったトリプル・ディール、ABSに関する新たな議定書ができるかどうか、それから、新戦略計画2011-2020というのは、最初のほうでご説明した生物多様性2010年目標というのが2010年で終わるので、今後、条約全体の目標をどうするか、3番目は、資源動員戦略、もしくは資金動員戦略ともいえますけれども、途上国に対して先進国がどのような形で資金を提供するか、この3つが一番もめたといえますか、大きな問題になったわけです。

実はこの3つの議題はセットになっていまして、このうちの1つでも合意できないと3つともだめになるという状態だったわけです。5月にCOP10の事前の会議がケニアのナイロビであったのですが、そのときは、この3つの合意は非常に難しいのではないかと状況でした。

COP10のぎりぎりになっても、特にABSに関する新たな議定書については2002年ぐらいから議論をしているわけですが、今年に入って会合を何回開いても特に途上国と先進国の間の議論の溝が埋まらないということで、これは非常に難しいのではないかと思われておりました。COP10の期間は2週間あって、その中で小さいグループに分かれて、それぞれの議題ごとに議論をしていくわけですが、どうしてもお互いの主張が入れられないという、2週目の木曜日の夜までそういう状況だったのです。最後に1日残すだけというところになっても議論の溝は埋まらなくて、これは大方だめだろうというのがほとんどの人の見方でした。

ところが、最後に奇跡のようなことが起きました。日本の環境大臣の提案が金曜日の朝に出されて、それが運よくといえますか、多くの国々に受け入れられて、金曜日の夜中過ぎになって、先ほど言った3つの議題すべてに合意するということになりました。そして、ある意味みんなの期待を上回るような大成功で、COP10が終わったわけです。

COP10の主要成果ですが、1つは、ABSに関する新たな議定書、これには「名古屋議定書」という名前が付いています。生物多様性条約の3つ目の目的に関して18年間ずっと議論してきたわけですが、これによろやく区切りがついたということです。2つ目は新戦略計画2011-2020ということで、これは後で詳しく説明しますが、今後の生物多様性に関する世界全体の目標が決まったということです。3つ目は資源動員戦略で、一部先送りになりましたけれども、これについても一応合意しました。この3つが主な成果となっています。

この中で皆さんにとって一番重要なのは新戦略計画2011-2020で、「愛知ターゲット」と呼ばれるものです。これは2050年の長期ビジョン、2020年の中短期のミッション、それから、5つの戦略目標と2020年までの20の個別目標、この3つで構成されています。2050年のビジョンは簡単に言うと「自然と共生する世界」ということで、今ある生物多様性の状態よりも2050年はもっ

とよくしていこう。自然と共生する世界を実現しましょうというビジョンになっています。2020年のミッションというのは、あと10年後ですけれども、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施するという事になっています。今まであった生物多様性2010年目標は、2010年までに生物多様性の損失の速度を顕著に減少させるという、はっきり言ってわかりにくい目標でした。ですから、みんな何をやったらいいのかわからなかったわけですが、今回のものは20の個別目標があって、それぞれがD（Driver：間接要因）、P（Pressure：直接要因）、S（Status：状態）、I（Impact：影響）、R（Response：対策）の枠組みにしたがって構成されています。ですから、多くの人にとって今回の「愛知ターゲット」は、今まであった目標より格段にわかりやすいし、いいものになっていると思います。

20の個別目標ですが、「戦略目標A. 生物多様性の主流化」ということで、

- ・目標1：生物多様性の価値と、その保全・利用のための行動を人々が認識
これは普及とか啓発活動に関するものです。
- ・目標2：生物多様性の価値の、国と地方の制度（計画・会計・報告）への組み込み
これは意識向上だけではなくて、国と地方の制度に生物多様性の価値の要素を組み込もうというものです。
- ・目標3：生物多様性に関する奨励措置の適正化
これは補助金の政策などが生物多様性の目的に反したものになっていないか、そういうものを調整していこうということです。

- ・目標4：持続可能な生産・消費のための計画、自然資源利用の影響の抑制
これは企業等が関係するものです。

「戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力の減少、持続可能な利用促進」ということで、これはどちらかというと直接的な原因に該当するものですが、

- ・目標5：森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、0に近づけ
- ・目標6：水産資源の持続的管理、収穫など、生態系への漁業の影響を抑制
- ・目標7：農業、養殖業、林業の地域が、生物多様性保全のため持続的に管理
- ・目標8：過剰栄養などによる汚染の抑制
- ・目標9：侵略的外来種とその定着経路が特定、高優先度の種が制御、根絶等
- ・目標10：サンゴ礁その他の脆弱な生態系の健全性と機能を維持（2015年まで）

といったものが入っています。

「戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性の保護」、これは生物多様性の状態に関するもの

で、・目標 11：生物多様性に重要な地域（陸域の 17%、海域の 10%）が効果的に管理、保全

- ・目標 12：既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止、保全状況の維持、改善
- ・目標 13：生物、家畜等の遺伝の多様性を維持、流出最小化、保護戦略策定
- ・目標 14：生態系サービスにより、人の健康、生活、福利に貢献
- ・目標 15：生態系の保全と回復（劣化生態系の 15%以上）を通じ気候変動の緩和・適応、及び砂漠化対処に貢献
- ・目標 16：名古屋議定書が、国内法制度に従って施行、運用（2015 年まで）

「戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発」、これは政策的な対応として、

- ・目標 17：効果的で参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定
- ・目標 18：先住民と地域社会の伝統的知識、工夫等の尊重、条約実施への参画
- ・目標 19：生物多様性に関する知識、科学的基礎及び技術が改善、共有、適用
- ・目標 20：戦略計画実施のための資金資源動員が、現在レベルから顕著に増加
こういった目標が入っています。

ですから、「愛知ターゲット」というのは本当に重要な目標で、生物多様性条約の中で決められたものですが、最初のほうで申し上げたラムサール条約とか、ワシントン条約とか、世界遺産条約とか、そういう生物多様性に関連するほかの条約も、実はこの「愛知ターゲット」を共通の目標にしましょうということが事務局長のレベルで合意されましたので、この「愛知ターゲット」がこれから自然保護の国際的な共通の目標になっていくと思います。幸いなことに今回の目標はわりとわかりやすい構成になっていますので、例えばこれから地方自治体などで計画する場合にも、それぞれの自治体がどういう目標を立てるかというような考え方の整理もできるかもしれません。

注意事項として 1 つ申し上げたいのは、これは世界全体の目標です。ですから、例えば目標 11 で、陸域の 17%、海域の 10% を自然保護地域にしましょうというふうになっていますが、これはそれぞれの国や自治体がすべて 17%、10% を達成しなければいけないということではないわけです。世界全体としてはこれを目標にして、国レベル、自治体レベルでそれぞれの状況に合った目標を立てて進めていきたいと思います。

これまで生物多様性といっても何をやったらいいかわからない、そういうような感想や意見が多かったと思いますが、今回、「愛知ターゲット」が出たことで共通の枠組みがある程度できたということは言えると思います。これを参考にしながらそれぞれの地域、それぞれの企業が目標を立てて、世界全体で力を合わせて目標が達成できるようにしていく。そういうふうに考えていただければいいと思います。

ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、私の話はこれで終わりにさせていただきます。
どうもありがとうございました。

「ビジネスと生物多様性 ～経団連自然保護協議会の取り組みを中心に～」

経団連自然保護協議会事務局次長 半谷 順

私のからは「ビジネスと生物多様性」というお話を申し上げたいと思います。「ビジネスと生物多様性」というのはCOP10の議題の一つにもなっているのですが、ビジネスと生物多様性にどんなかかわりがあるんだろうかというようなところを中心にお話をしてみたいと思います。

まず、先ほど古田さんのほうからいろいろお話があった中で、復習になりますけれども、生態系サービスというお話があったかと思います。人類は生態系サービスの恩恵を受けなければ生きていけない。みんな生態系サービスというものの恩恵を受けながら生きてきているんだというお話でしたが、生態系サービスというのは具体的に言うとどんなサービスなのでしょう。微生物による水の浄化というのもそうですね。水は何もしなくても、そこにすんでいる微生物が浄化をしてくれる、そういう作用があります。一番わかりやすいのは、たぶん食べ物だと思います。命をみんな食べているんだという話があって、「いただきます」というのは、命をいただいているということなのだと言われますけれども、食べ物がなくなったら生きていけません。また、空気を循環するとか、酸素と二酸化炭素の割合を保つとか、そういうのも生態系サービスが少しかかわっていると言われてます。

企業も生態系サービスの恩恵を受けて、かつ生態系サービスに負荷を与えながら活動を行っているということになるかと思いますが、これは人間も一緒です。我々が暮らしていく以上、環境というのは周り全部なので、必ず何らかの影響を与えていますし、同時に、先ほど申し上げた食料などを始めとしたいろいろなサービスを得ているということだろうと思います。先ほど遺伝資源のところでも薬の開発にもかかわっているというようなお話もあったかと思いますが、それもサービスの一つかもしれません。企業の活動ということになると、一人の活動よりもものすごく大きな活動になってきますので、それが与える影響も大きくなっていくのは当然だろうと思います。

一方で生物多様性だとか生態系というものの指標がいろいろあって、これもなかなかわかりにくいのですが、劣化が進んでいるということはどうも間違いなさそうで、たくさんの種の絶滅が起きていると言われてます。ですから、これはできることから今すぐ何かやらなければ大変なことになるのではないかと。生態系サービスが得られるというのは、生物多様性がきちんと保たれているということが前提なので、それが保たれなくなると生態系サービスが得られなくなります。そうなる我々も生きていけなくなるのではないかと。我々が生きていけなければ、それこそ事業活動どころ

ではないという話になるだろうと思います。

企業経営にとって生物多様性というのは、生態系サービスが得られなくなってしまうたら、原料として使っている水だとか木材とか、あるいは食料とか、そういうものが得られなくなると操業できなくなってしまうのではないかと、あるいはそういうことが起きないように新しい環境規制が設けられてしまうのではないかと、そうなったら企業側から見ればある程度リスクになってくるということだろうと思います。

それから、環境に悪い影響を与えているというのは企業イメージの低下にもなるのではないかと。レピュテーションリスクと言われている、評判に関するリスクがある。それから、きちんと配慮していない企業にはお金を貸さないという金融機関が増えてくれば、資金調達に影響を及ぼすのではないかと。そういうことも言われています。一方で、そういうリスクばかりではなくて、生物多様性ということに着目することによって、新しいビジネスチャンスにもつながるのではないかとということも言われています。

こんなところからビジネスと生物多様性との関係は思っているほど遠くないということが言われているわけですが、そもそも生態系サービスが得られなくなってしまうたら人は生きていけないわけで、そうだとするとリスクもチャンスもへったくれもなく、人が生きていけないんだから、企業が残っていたってしょうがないという話にもなりかねないと思います。ドイツのフォルクスワーゲンという自動車の会社の副社長さんが、企業は健全な市場でなければ存在してはいけない。健全な市場は健全な社会に宿り、健全な社会は健全な環境がなければ存在できない。だからうちは環境に熱心に取り組むんだと言っていたという話を聞いたことがありますけれども、まさにそういう話なのだろうと思います。

我々経団連といたしましても、自然の問題、あるいは生物多様性という問題には、比較的早い時期から取り組んできましたので、その辺のお話もご紹介しながら、企業の生物多様性への取り組みをご紹介したいと思います。

私どもは 1991 年に「経団連地球環境憲章」を定めて、環境と共生した事業活動を目指していくということを宣言しています。以来、いわゆる環境問題としてクローズアップされてきた廃棄物の問題とか、あるいは温暖化の問題については、ご承知のとおり、企業の自主的な行動によって削減を進めていくという取り組みをしています。

一方で、自然保護につきましては、1992 年に「経団連自然保護協議会・基金」というものができ上がっておりまして、こちらのほうで活動しています。1992 年というのは、先ほどもご紹介がりましたが、リオの地球サミットがあった年で、生物多様性条約ができた年でもあります。です

からずっと生物多様性条約と一緒に歩んできたというふうに考えております。

自然保護協議会は 1996 年に IUCN にも加盟しています。当時、私どものような経済団体が加盟するのは大変珍しいことだったと聞いていますが、国際的な環境NGOの連合体である IUCN に加盟して、共に自然の問題に取り組んでまいりました。

それから、2002 年には 2010 年目標が設定されています。2003 年には私どもの活動方針を決めた「自然保護宣言」を発表していますし、また、2006 年の COP 8 のとき、民間の参画を促進しなければ生物多様性は保全されないという決議がなされたことを受けまして、2009 年には「日本経団連生物多様性宣言・行動指針」も発表しています。今日はこの宣言の中身につきましても若干詳しくお話をしていきたいと思います。

経団連自然保護協議会の活動概要は、3 つに分かれておりまして、その 1 つは自然保護基金の運営ということです。自然保護基金というのは、世界中で自然保護活動をしている NGO、NPO から、自分たちはこういうプロジェクトをしますという計画を出していただいて、それに対して、日本国内の企業や個人の方から募金を募っています。そして、その寄付金をまとめて自然保護基金という形にして、申請していただいたプロジェクトについてきちんと審査をした上で、優れたプロジェクトに対して資金的な援助をしていく。こういう仕組みになっています。これは団体に対して出すわけではなくて、活動に対して出すということが一つの特徴です。

それから、活動の 2 つ目ですが、企業と NGO との交流の推進ということに取り組んでいます。自然保護基金を通じた関わりもありまして、どんな NGO がどんな活動をしているかということはある程度承知しているものですから、企業と NGO が一緒になって自然保護活動に取り組んでいくということの橋渡しをしたいと考えています。

3 つ目は、企業を対象とした意識向上・啓発活動であります。先ほど申し上げた「日本経団連生物多様性宣言・行動指針」というのはこの活動の一環です。では、この宣言はどういうものかということについて、少しお話をしたいと思います。

この宣言は、2009 年 3 月、生物多様性保全に対する企業の取り組みを一層強化していくために、一つの基本的な考え方として公表させていただいたもので、本文は 7 項目の原則からなっております。また、「行動指針」というものがありまして、これは 7 項目の原則に対応する形で、さらに細かく 15 項目の具体的な活動が定められています。この行動指針についてはその後、手引書のようなものも作成していますし、あるいは、企業活動の事例集も作成して、企業の活動の参考にしていただくという取り組みをしてまいりました。

では、7 つの原則を少し見てまいりたいと思います。

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

これは全体の基本理念で、先ほど水の浄化という話がありましたが、水というのは自然に流れている、循環しているんですね。そういったところで事業活動をどう調和させていくのか。こういうことが一番基本的な考え方になるだろうということで書いてあります。

行動指針のほうは、1番に関連して、この基本理念を企業の経営にきちんと反映していただくことが大事だろうということで、特に経営者のリーダーシップということに注目した行動指針になっています。環境問題は単純に考えるとコストアップ要因になりますので、経営者の方のトップダウン的なリーダーシップが必要となる場面もあり、トップの方の理解、認識というのが大事になってまいりますので、こういった項目を定めています。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

これは先ほど古田さんのお話にもありましたが、生物多様性が豊かな地域というのは主に熱帯地方だったりするわけです。そういうところの木を切って日本で輸入材として使っていたりすることがあります。あるいは逆に生物多様性というのは地域でみんな違っているということがあって、熱帯地方の森林と日本の森林とでは、同じ森林でも生物多様性は違うわけです。住んでいる人も違えば暮らし方も違います。ですから、広い視点と、ローカルに着目する視点、こういう視点の見極めが大切だということです。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

ここが一番本質みたいなところですが、事業活動（本業）では自然環境に影響を与えてしまうので、それを低減する。これは普通の環境対策と全く同じです。同時に、本業以外に社会貢献活動としても取り組んでいく。これは車の両輪だという位置付けにしてあります。最近、生物多様性の取り組みは本業で取り組まなければ意味がないという話が時々聞かれるんですけども、ちょっとまってくれといたくなります。というのは、本業というのは、業種によって環境への影響の与え方が非常に違うわけです。大規模な開発をする、土地を改変するというような業種もあるかもしれませんが、水や食料、木材、紙などを扱っている業種はわりと影響が大きいと思いますけれども、一方、机の上で、パソコンと電話で仕事をしているみたいな業種もあると思います。そういうところは直接的な影響というのはないですね。そういう企業が生物多様性に取り組むときどうするかというと、本業でやれと言われてもなかなか厳しい。そういう業種であればぜひ社会貢献でやっていただく。これは全然悪いことではなくて、もうからなくてもやっているんだから、これは本当に評価されるべきだと思っています。本業と社会貢献は車の両輪ですので、両方でやっていったらどうですかということです。もちろん、本業で悪影響を与えるから社会貢献をやっていますというのは、

いかなものかとは思いますが。

では何をすればいいのかということですが、これがまたなかなか難しいんですね。ここで一つ申し上げたいのは、先ほど古田さんもおっしゃっていましたが、これさえやればいいのか、これをやっておけば生物多様性は守られるとか、そういうものはないということです。なぜかという、地域で生物多様性はみんな違うからです。業種によって影響の程度も違うからです。温暖化対策ですと、二酸化炭素を減らせばいいということですから、化石燃料をなるべく使わないとか、エネルギーを節約するとか、どうすればどうなるというのが大体わかるのですが、生物多様性についてはそういうものはありません。では、どうするかというと、その都度考えるしかないわけです。私はいつも創意工夫と試行錯誤でいくしかないと申し上げておまして、いいと思うことをやってみる。やってみてダメだったらやめて、違うことを考えなければいけないけれども、先ずいいと思うことをやってみるということが重要ではないかと思えます。試行錯誤を繰り返すというのは単なる個人の思いつきではなくて、PDCA、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のサイクルを回すということです、企業の活動にとっては当たり前というか、なじみの深いことだと思います。

私どもは「順応的管理」という言葉を使うこともありますが、これは生物多様性の取り組みをするときに重要だと言われている言葉です。アダプティブ・マネジメントの訳ですが、要はPDCAをちゃんと回すということです。やってみて、うまくいっているかどうかをよくモニタリングをして、ダメだったらやめる。うまくいったらやる。こういうことをきちんとやりましょうということです。

それから、もう一つここで申し上げておきたいのは、今申し上げた「順応的管理」とも関係するのですが、やった結果がどうなるかというのは、意外とよくわからなかったりします。先ほど自然はかなり複雑で、科学的知見もまだまだだという話もあったかと思いますが、これはいいと思ってやっても結果として失敗だったとかいうことはよくあります。皆さん、植林ということが好きで、よくやるのですが、植えただけで放っておくとすぐ枯れてしまいます。例えば木の種類をうまく選ばなかったとか、植え方が悪かったとか、原因はいろいろあるのでしょうけれども、そういうことにもなりかねません。ですから、何をするかというのはよく考えなければいけません、それと同時に結果をよく見ていく。その木を植えたことが地域の生物多様性に本当に貢献したのかどうかということをよく見ていくということが必要なのではないかと思います。

今、経営トップの考え方を企業の方針に盛り込んでいくということを申しましたが、最近、自然保護協議会でアンケート調査をやった結果、「自然保護」という項目はわりと多くの経営方針に盛

り込まれているのです。そして、生物多様性方針をつくっているかどうか聞いたところ、策定済みという企業は少なかったのですが、策定していないと答えた企業のうち半分が、作成中あるいは計画中という答えでした。これは2010年6月の調査で、恐らく今回のCOP10でずいぶん注目も集まったので、そのうちの半分ぐらいはもうできているのではないかと期待しているところです。

このスライドは、温暖化対策との違いですが、現場に即した多様な取り組みが求められるし、試行錯誤のプロセスできっちり管理をしていかなければいけないということは、すでにお話ししました。

具体的にその地域の生態系サービス、あるいは生物多様性に貢献しているのかどうか検証しなければいけないという話をしましたが、自然保護基金がやっているプロジェクトに支援する方法もその一つのやり方かなと思っています。これは団体に寄付するわけではなくて、プロジェクトに支援をしているわけですので、そのプロジェクトの成果がどうだったかという報告をもらえば、投下した資金がうまく使われたかどうかが一応わかるわけです。

それから、地域ごとの特色にも着目する必要があるだろうと思います。生物多様性、あるいは生態系というのは、地域によって非常に違うというところに特徴がありますので、その地域地域に適した内容が求められるだろうと思います。ですから、例えば地域に密着している中小企業が何かその地域らしい活動に力を出す、あるいは地域起こしみたいなことを地域の皆さんと一緒にやっていくというようなことも十分考えられるのではないかと思います。

自然保護基金が支援しているプロジェクトとして、例えばタイではエビ養殖池跡地のマングローブ植林事業を支援しています。マングローブを切って、沿岸をエビ養殖池にして、最初はうまくいったらしいのですが、何年かたつと養殖ができなくなって、放ったらかしになってしまう。そういうような状況が広がっているということで、そういったところにもう一回マングローブを植え直すというような事業をやっていきます。

国内の例で言うと、国内にも希少動物がたくさんおりますので、トキの自然回帰のための里山生態系の復元事業を支援するといったこともしております。トキをケージの中から放せばいいというわけではなくて、そこでトキが暮らせる環境をつくっておかなければいけないわけです。そういう環境をつくる部分というのは、かなりの部分はNGOがやっています。ケージの中は環境省がもちろん一生懸命やっているわけですが、そこから先は民間がやっている部分が多いと聞いています。

ちょっと話があちこちしましたが、宣言のほうに戻りたいと思います。

4. 資源循環型経営を推進する

資源循環というのは日本企業の得意な分野でもありますけれども、よく考えてみると資源を節約

するという事は新たな資源を取りにいかなくてもいいということになりますので、生物多様性にも貢献する活動だろうと思います。これは資源循環だけではなくて、いわゆる公害対策、汚染防止対策だって、水をきれいにする、空気を汚さないというのは生物にもいいということですから、そういう意味で生物多様性を考えることは、あるいは環境問題を考えるということにもなるのではないかと思います。

5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す

これも日本企業に期待が大きいところですが、新しい技術開発をして、生物多様性に貢献する。新しいものを何かつくれないかということを考えていただくとありがたいということです。最近では自然に学ぶということ、あるいは、都市の生物多様性ということで、一旦自然がなくなってしまったところにどういうふうに自然を呼び戻すかといった技術も着目されています。それから、これは自然循環の話ですが、環境自主行動計画で、産業界は産業廃棄物最終処分量を着実に減らすことができたということで、日本の企業の実績もありますので、こういった技術を途上国にも活かすとか、そういうようなことも考えていきたいと思っています。

それから、自然に学ぶということでは、最近、生物の持っている特徴を製品に活かしていくということが言われています。例えばサメの肌の特徴を水着に取り入れると速く泳げるようになるということもあります。

都市の再生ということと言うと、開発をして建物を建てる時に、まわりの植生をうまく工夫すると、その地域にもともといた種類よりも建物が建った後のほうが生物の種類が増えているというような事例もあります。

6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める

これはステークホルダーとの連携・協力ということを行っています。これにはいろいろな意味がありますが、自然界のことはわからないことが多いわけです。地域によって全然違うということもあります。ですから、ある地域でやったのと同じことがほかの地域でできるかどうかというのわからないので、その地域地域、あるいはその生態系の専門家の方、そこで活動しているNGO、地方自治体の方、住民の方、そういう方々と連携しながらやっていくことが大切だと思います。企業だけでやるとどうしても独りよがりになってしまう可能性があるということです。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

これは社会全体で活動していかなければいけないということです。6番とも関係しますが、企業だけでやっても限界があるわけです。例えば企業が環境にやさしい製品、あるいは環境に配慮した製品をつくっても、高いから売れないというのであれば、そういう製品はつくらないほうがい

いということになってしまうかもしれません。消費者の方が高くても買う、あるいはそういう企業を選ぶということをやっただけだと、企業に対しては非常に大きな力になるわけです。そういう意味で消費者の方、あるいは将来消費者になる子どもさんとか、そういった方への環境教育を企業がやるという取り組みもかなり行われています。これも大事なことだろうと考えています。

企業とNGOの協働の例として、アニマルパスウェイをご紹介します。木と木の間を、枝を伝わって移動する動物がいるのですが、その下に道路ができてしまって、木の間があいてしまうことがあります。そうすると、そういう動物は道を歩かないので移動できなくなってしまって、繁殖もしにくくなるとか、エサも取れないということがありますので、木と木の間を伝わっていけるように、道の上空に橋をかける。こういう活動をしているNGOがあります。それで自然保護協議会の活動の中で企業と出会いがありまして、建設会社が協力しようということになって、どういう形がいいのかとか、どうすれば安くあがるのかとか、そういう研究をした上で一つのモデルをつくり上げているという事例です。

私どもではCOP10を契機に、「生物多様性民間参画パートナーシップ」というものを立ち上げております。（小さなパンフレットをお配りしています。）これは一部の企業だけでやってもなかなかうまくいかないの、社会的なムーブメント、生物多様性を大事にしていこうという人々を増やす活動をしていこうということで始めたものです。「生物多様性民間参画パートナーシップ」の中心には「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」というのが理念としてあります。これは経団連の行動指針と同じものでありまして、これに賛同する企業、あるいは、そのような企業を支援する経済団体やNGO、あるいは政府機関を募って、生物多様性に取り組む仲間をみんなで作っていきましょうという取り組みです。

その参加要件は、行動指針の趣旨に賛同し、1項目でもそれに沿った活動を実践、向上、推進する意思のある団体ということになっています。それから、そういう企業の活動を応援しようという経済団体、NGO、地方公共団体等ということで、既に400団体ぐらいの参加をいただいています。

活動としては、ホームページやメールマガジン等を活用し、参加者同士及び支援する団体との情報共有や経験交流をしていただいて、何をやったらいいかわからないというところに、例えばうちはこういうことをやっていますとか、こういうことをやったらうまくいきましたとか、失敗しましたとか、そういう情報交換をしていただくということを目論んでいるところです。

そういう構想を今年5月に発表して、名古屋のCOP10の会場で10月26日に発足いたしました。会員も少しずつ増えておりまして、かなりの企業に手を挙げていただいていますので、さらに進めていきたいと思っています。

最後になりますが、COP10以降の生物多様性へのビジネス参画はどのような方向に行くのか。先ほどCOP10で新しい目標ができたという話がありました。ビジョンとミッションと20の個別目標があるということだったと思います。愛知目標は世界目標ですので、日本でそれをすぐきちんと達成しなければいけないとか、あるいは自治体レベルでやらなければいけないとか、それとイコールということではないわけですが、世界目標を達成するために日本あるいは地方自治体、民間企業、消費者、みんなでやっていく。何をしなければならないかということは、到達点が見えているわけですから、それに向けて頑張っていかなければいけない。こういう段階なのだろうと思っています。

国レベルでは生物多様性基本法に基づいて「生物多様性国家戦略」をつくらなければいけないことになっていて、それが恐らく今後愛知目標をふまえた内容に改訂されていくだろうと思います。当面は我々としてもその動きをきちんと見据えていきたいと思っています。企業としても、20の個別目標、わりと具体的な項目に分かれた目標ができましたので、それに対して企業はどのような貢献ができるのかということを考えることによって活動の手がかりになるのではないかと思います。

それから、COP10ではいろいろな決議が行われまして、あまり報道されていませんが、Business Engagement（ビジネス参画決議）という決議がされています。これには何が書かれているかという、締約国への要求事項として、ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの設立の支援、あるいは、ビジネスと生物多様性に関するグローバルパートナーシップに向けて努力するということが書いてあります。先ほどご紹介した生物多様性民間参画パートナーシップは、いわばこのビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの日本版であると我々は思っておりまして、こういう決議がされるということを見越して、COP10の時期に合わせて設立したということですが、条約の議論としてもこういうパートナーシップのような取り組みが有効なのではないかということが言われていて、その日本版が立ち上がったという状況にあるということをご理解いただければと思います。

COP10 ビジネス参画決議の中には、ビジネスへの推奨事項として、新戦略計画（愛知目標）の実施に貢献する。あるいは、影響を測定・評価し、負の影響を回避・最小化する工程と生産方法を開発・適用するとか、当たり前といえば当たり前のことが書かれております。それから、教訓を共有・採用、好事例を抽出、知見・技術の共有とか、そういうことも書かれています。そのかなりの部分は民間参画パートナーシップが貢献できる部分もあると思いますし、各社の努力でやっていただく部分もあるだろうと思いますので、ビジネス参画決議のビジネスへの推奨事項というの、何をしたらいいかというときに参考になるのではないかと思います。

民間参画パートナーシップの当面の活動としては、ホームページを通じた情報交換を中心に、それぞれの企業で取り組みを進めていただければと思っています。何をやったらいいかというのは、パートナーシップ事務局があれをやれ、これをやれと言うのではなくて、各社がそれぞれ工夫をして取り組んだ内容を皆さんで共有するというスタイルで進めていきたい。そして、全体的にその活動がよい方向にいつているかどうかということについては、アンケート調査などで把握をしていきたいと思います。

さらに、将来の活動計画ですが、裾野を拓げる取り組みということで、今このパートナーシップに入っているのは大企業が中心なのですが、中小企業、農林水産業者、消費者、自治体といったところにどうやってこの取り組みを拓げていくか。裾野を拓げるだけでなく活動のレベルを上げていく。そして、上がっているかどうかというのをどうやって評価するかとか、そういったところも今後やっていこうと思います。また、海外との連携ということで、ビジネスに関するパートナーシップの組織はほかの国でも幾つかでき上がっていますので、そういった国の活動状況を情報交換するような場ができないかと今考えておりまして、生物多様性条約事務局を中心に検討が始まったところです。COP10の期間中にもその方向を模索する会議を開催していますし、海外連携のほうも視野に入れながら話が進んでいる状況です。

生物多様性というのは、企業も大事ですし、一人一人がかかわっていく問題でもありますので、生き方そのものといいますか、暮らし方をどうするかということを考えるときに一つの視点を提供するようなものなのではないかと思っています。企業としてもきちんとした取り組みをやっていくように、我々としても支援をしていくつもりです。

以上です。ご清聴ありがとうございます。

〔質 疑 応 答〕

司会 ありがとうございます。

それでは、前半、後半をあわせまして、お二方に質問等がございましたら、お手を挙げていただければと思います。

質問 先ほど国内の支援プロジェクトで、トキの自然回帰のための里山生態系の復元という話がありましたけれども、具体的にはどんなことをやっていらっしゃるのか。

半谷 トキが暮らしていくためには、エサになるドジョウだとか、田んぼのいろいろな生き物がいないといけません。農薬を使ったりするとそういう生き物がいなくなってしまう。いわゆる有機農法といいますか、生き物がいっぱい暮らせるような農法で田んぼをやるが必要になってきますので、そういった活動をしている人たちを支援しているということです。

質問 農薬を使わないためには農家も大変ですね。具体的に企業はどんな協力をしたんですか。

半谷 例えばボランティアを募って農作業を肩代わりするような取り組みをしているところもあります。都市から若い人を連れて行ってボランティアで農作業をする。こういうようなことをやっているところもあります。

質問 企業が人手を貸したんですね。

半谷 企業はそういう活動をやっているNGOに資金を提供しているということです。ですから人を呼ぶときの旅費に充てることができたり、いろいろ広報とか呼びかけをする、そういったことにお金を使っています。

そういった農法でできたお米は高く売れるということがだんだん出てまいりまして、じゃあ自分もそういう農法をやってみようかというふうに変ってくる農家の方も次第に増えていると聞いています。

質問 資料にヤマネを保全するという写真が出ていたのですが、ヤマネでもトキでもそうだと思うんですけども、なぜ保全する必要があるのか。私はトキの絶滅に至るまでの本を読んだのですが、トキがいなくなることで、生態系全体にとって具体的にどんな影響があるのか、自分にはイメージできなかったんです。それはライチョウもそうですし、ヤマネもそうだと思いますが、そこら辺について具体的にご存じだったら教えていただきたい。

あと、生物の絶滅についてです。今まで5回の大きな絶滅があったとされていて、5回目の絶滅でかなりの割合の生物が絶滅したとされていますが、現在、生き残った生物からこれだけの多様性が生まれていることを考えると、少なくなったとしてもまた新たに展開できる可能性は大いにあるのではないかと。ちょっと意地悪な質問ですけども、もし何かご存じだったら教えていただきたい

と思います。

古田 最後のほうの質問について私なりの理解をお話ししたいと思います。今までの5回の絶滅というのは人間のせいではなくて、いろいろな原因で絶滅したわけですが、今起こっている絶滅は人間が原因なのです。人間が変わらない限り絶滅は続くわけです。今、世界の人口は60数億人ですが、これから2050年にかけて90億人まで増えると言われていています。ですから、先ず一つは、人間がいる限り絶滅の速度は止まらないということです。人間が劇的に減るとか、そういう非常に悲劇的なことが起こらない限り、今、自然に対して与えているプレッシャーは減らないかもしれません。そういうことが一つあります。

あと、5回の絶滅が起きたけれども、今はまた復活しているということですが、復活にかかった時間というのはものすごく長いわけです。例えば今のような形で生物が絶滅して行って、あるところで非常に悲劇的な形で人間の数がものすごく減るとかして、自然に対する圧力が減っても、また多様性が戻るのに数億年とか、そういう時間がかかります。果たしてそういうことを望むのかどうか。私は個人的にそういう世界は幸せな世界ではないと思います。

半谷 保全する意味ですけれども、いなくなったときにどうなるかはわからないだろうと思うんです。生態系はかかわり合っていますので、あんな小さい動物が、ヤマネがいなくなったってどうってことはないのではないかと思わないわけでもありませんが、日本でオオカミがいなくなったので鹿が増えてしまったとか、そういう話があるわけで、何が起こるかわからないということが非常に大きいのではないかと思います。

古田 もう一つ、トキの話が出ましたが、IUCNは例えば哺乳類の何分の1が絶滅のおそれがあるというレッドリストをつくっていて、個別の種のレベルでもそうなんですけれども、一つ重要なことは、絶滅危惧種がどれぐらいの割合を占めていて、それがどういう傾向にあるかというのが、地球全体の健康状態といえますか、健康のバロメーターというふうに考えたほうがいいのかと思うのです。個別の種が絶滅したりしなかったりというのは、それはそれでそれぞれの意味があるのですが、むしろ重要なのは地球全体がどういう健康状態にあるのかということかと思えます。

質問 生態系サービスということで、私自身、これは企業としてはすごく魅力的な分野なのだろうなと思いました。新しいサービスで、ある意味でお金の動きがかなり大きい。そういう点で非常に魅力的なものだと思っているのですが、本日、最初のほうで、経団連自然保護基金ということで、プロジェクトに関して支援があるということでした。これについてはどういうふうな手の挙げ方が可能なのかということに大変興味があります。あとのほうに出てきたパートナーシップと関連があるのかどうか。それとは独立しているのか。現在のところは大きな企業だけということですが、

私は教育部門なので、環境教育のほうで手を挙げられる可能性はあるのかということをお聞きしたいと思います。

半谷 パートナーシップのほうはぜひ教育関係の方に入っていて、一緒にやっていければと思いますので、ぜひお入りいただくことをご検討いただければと思います。

それから、基金との関係ですけれども、パートナーシップと基金は直接的な関係はありません。基金のほうは基金として募金を行っているということです。もちろんそれは純然たる寄付になりますけれども、これは個人でもできます。パートナーシップのほうは団体ということで、個人は対象になっていないのですが、基金のほうは個人でも募金できます。それを集めたものをプロジェクトに支援するわけですが、企業から集めたお金が中心なので、それで企業に支援するというのはちょっと変なところがあるものですから、応募できるのはNGOという形にさせていただいています。ただ、法人格がなければだめとか、そういうことは言っていないので、その辺はわりと柔軟にやっています。

質問 時期的なことは。

半谷 実は 12 月上旬に締め切っておりまして、今年先週終わってしまいました。また来年という形になってしまいます。ただ、結構競争率は厳しいです。百数十件の応募があって、通るのは大体 60 か 70 ですので、2 倍から 3 倍の倍率です。規模的には年間で総額 2 億円ぐらいの募金をいただいています。景気がいろいろ変動しても、このところずっとその辺で来ていますので、個々の企業でやるんじゃなくて、まとめてやるということが非常に効いているのではないかと思います。年間大体 2 億円で来ていて、それが 60 ぐらいの団体にいきますので、平均すると 300 万円ぐらい、各団体に支援させていただいています。来年ぜひお申し出いただければと思います。

(了)

講演会配布資料



「生物多様性をめぐって」

生物多様性条約とCOP10

2010年12月14日

IUCN(国際自然保護連合)

古田 尚也

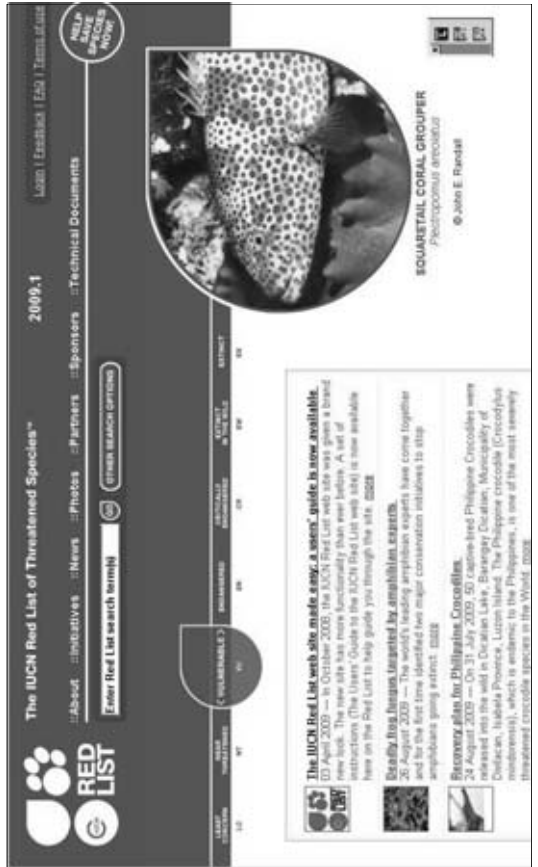
naoya.furuta@iucn.org



INTERNATIONAL UNION FOR CONSERVATION OF NATURE



IUCN(国際自然保護連合)の概要



IUCN(国際自然保護連合)の概要



IUCNの概要

- 1,000以上の団体会員を擁するユニークな民主的国際機関(約200の国家・政府機関、約800のNGO)
- 160カ国以上の国家、政府機関が会員
- 10,000人以上の科学者が6つの専門家委員会を組織
- 世界各国約60箇所の事務所に1,000の事務局職員
- 政府、NGO、科学者、企業、地方自治体が現実的な解決策を見つけるための中立的なプラットフォームを提供
- 国連総会のオブザーバーステータス



IUCNの3つの構成要素

会員

- 180か国以上の1000以上の団体
- 国家、政府機関、NGO
- 60以上の地域委員会や国別委員会 (例: IUCN日本委員会)

専門家委員会

- 10,000以上の専門家が6つの専門委員会にボランティアとして参加
- 

事務局

- 世界中に約1,000のフルタイムスタッフ
- 約350人の臨時職員、コンサルタント、インターン
- 本部はスイス、グラン
- 世界中に約600の事務所

5



生物多様性条約の誕生



生物多様性条約



気候変動枠組み条約



砂漠化防止条約



1992年リオサミット

6



生物多様性条約誕生の背景



ラムサール条約 ワシントン条約



ボン条約



世界遺産条約

- 包括的アプローチの必要性
- 保全と開発の両立の必要性
- バイオテクノロジーの進展と遺伝資源への注目

7



生物多様性条約誕生前史

- 1980年「世界保全戦略」“World Conservation Strategy” IUCN/UNEP/WWF

- ①生態系と生命維持システムの保全
- ②遺伝的多様性の保全
- ③種と生態系の持続可能な利用

「持続可能な開発」の概念を導入



8



IUCNと生物多様性条約

- 生物多様性条約の必要性を提案(1981)
- 条文のドラフト作業を支援(1984-)
- 長年にわたる協力関係

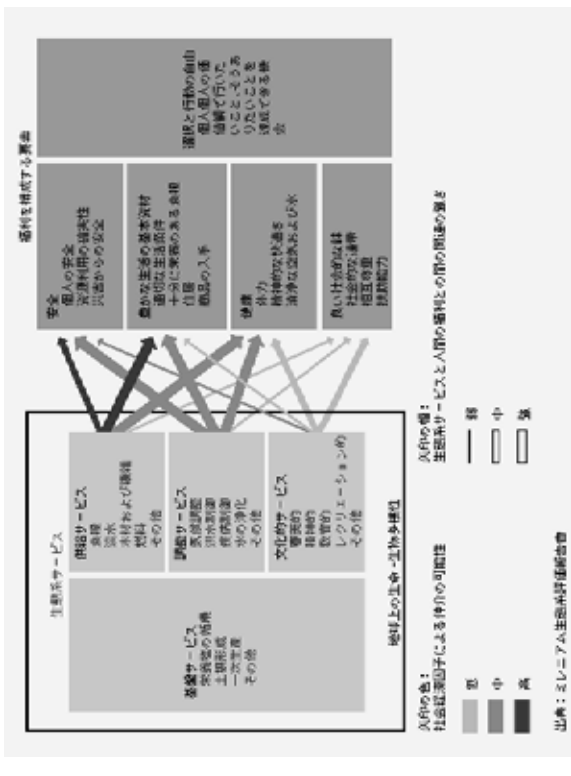


生物多様性条約の3つの目的

- 包括的アプローチの必要性
 - 生物多様性(遺伝子、種、生態系)の保全
- 保全と開発の両立の必要性
 - 持続可能な利用
- バイオテクノロジーの進展と遺伝資源への注目
 - 遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分



成果：生物多様性と生態系サービス、人間の福利



成果：生物多様性と貧困削減

- COP6 決議VI/26:生物多様性条約戦略計画
- ミッション:(生物多様性2010年目標)
 - “...貧困の低減及び地球上の全ての生命の利益への寄与として、.....、現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減退させることを約束する。”
- 国連ミレニアム開発目標(MDGs)
 - Goal7:環境の持続可能性の確保:ターゲット7-B
 - 生物多様性の損失を2010年までに有意(確実)に減少させ、その後も継続的に減少させ続ける。



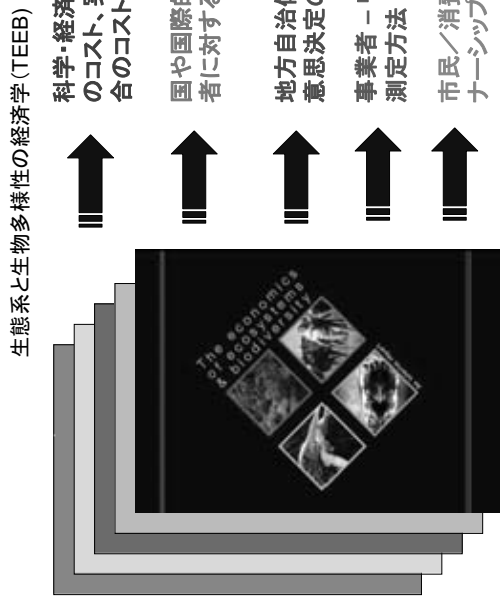
成果：文化の多様性や伝統的知識と生物多様性



13



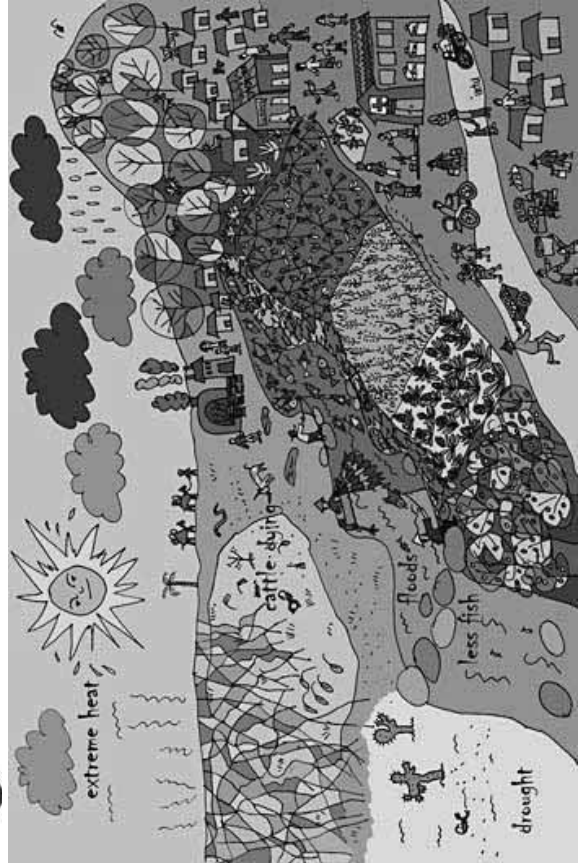
成果：生物多様性と経済



15



成果：気候変動と生物多様性



16

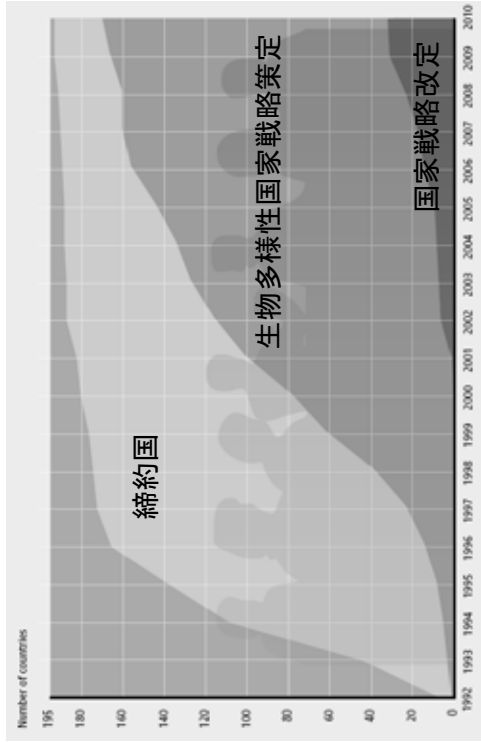


成果：侵略的移入種





成果：生物多様性国家戦略



資料：生物多様性概況3



成果：カルタヘナ議定書



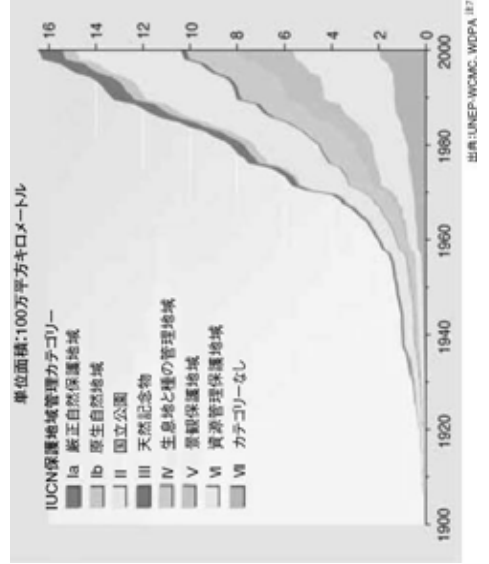
- 遺伝子組換え生物等 (LMO: Living Modified Organism) の国境を越える移動に関する手続き等を定めた国際的な枠組み。
- 2003年9月に発効し、2010年2月現在、157の国及び地域が批准・締結。



成果：資金メカニズム

- 地球環境ファシリティ

— 約1,000のプロジェクトに28億ドルを直接供与し、80億ドルの協調融資



成果：ガイドラインや原則等

- アグウェイグー・ガイドライン



- エコシステム・アプローチ



- アジスアベバ原則とガイドライン

- ボン・ガイドライン



成果：各分野における作業計画等

- 各テーマ別プログラム：農業生物多様性、乾燥・半乾燥地帯生物多様性、森林生物多様性、内陸水生物多様性、島嶼生物多様性、海洋沿岸生物多様性、山岳生物多様性など
- 分野横断別テーマ：保護地域、植物保全戦略など

21



成果：企業と生物多様性

- 決議VIII/17: Private-sector engagement
- 決議IX/26: Promoting business engagement
- COP9 において、ドイツ政府がBusiness and Biodiversity Initiativeを立ち上げ
- 第三回ビジネスと2010年生物多様性チャレンجز会議（2009年11月30日-12月2日、インドネシア、ジャカルタ）
 - ジャカルタ憲章
 - (<http://www.cbd.int/doc/business/jakarta-charter-business-en.pdf>)



24



成果：都市・地方自治体と生物多様性



課題：「生物多様性」という言葉



テーマ別プログラム	分野横断的テーマ(例)
<ul style="list-style-type: none"> 農業生物多様性 乾燥・半乾燥地帯生物多様性 森林生物多様性 内陸水生物多様性 島嶼生物多様性 海洋沿岸生物多様性 山岳生物多様性 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年生物多様性目標 遺伝資源へのアクセスと利益配分 気候変動と生物多様性 コミュニケーション・教育・啓蒙 経済、貿易、奨励措置 エコシステム・アプローチ 世界植物保存戦略 世界分類学イニシアチブ 影響評価 同定、モニタリング、指標、アセスメント 侵略的移入種 責任と賠償 保護地区 生物多様性の持続可能な利用 技術移転と協力 観光と生物多様性 伝統的知識、革新と実践

出所：生物多様性条約事務局ホームページ(www.cbd.int)



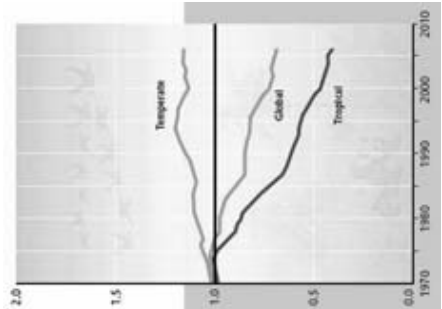
- 15の主要指標のうち10の指標はネガティブな傾向を示した。



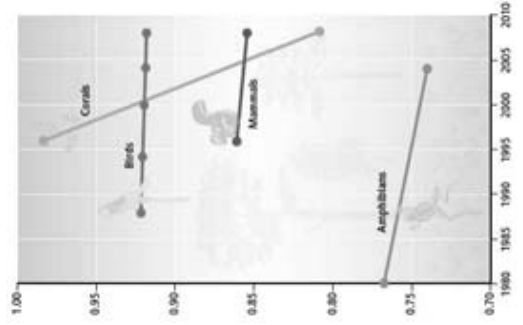
生物多様性概況3

指標	傾向
1. 陸地生物多様性	悪化
2. 海洋生物多様性	悪化
3. 森林生物多様性	悪化
4. 内陸水生物多様性	悪化
5. 島嶼生物多様性	悪化
6. 海洋沿岸生物多様性	悪化
7. 山岳生物多様性	悪化
8. 農業生物多様性	悪化
9. 乾燥・半乾燥地帯生物多様性	悪化
10. 森林生物多様性	悪化
11. 内陸水生物多様性	悪化
12. 島嶼生物多様性	悪化
13. 海洋沿岸生物多様性	悪化
14. 山岳生物多様性	悪化
15. 農業生物多様性	悪化

生きていく地球指標 Living Planet Index

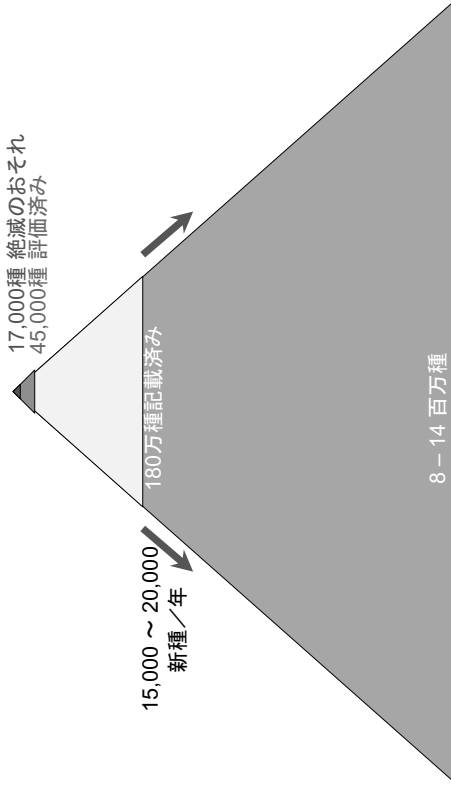


レッドリスト・インデックス





生物種の数およびその絶滅リスク評価



29



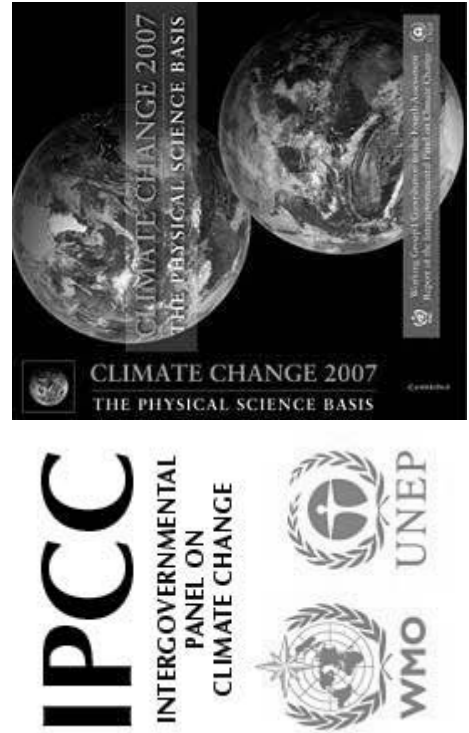
課題：途上国と先進国の対立



31



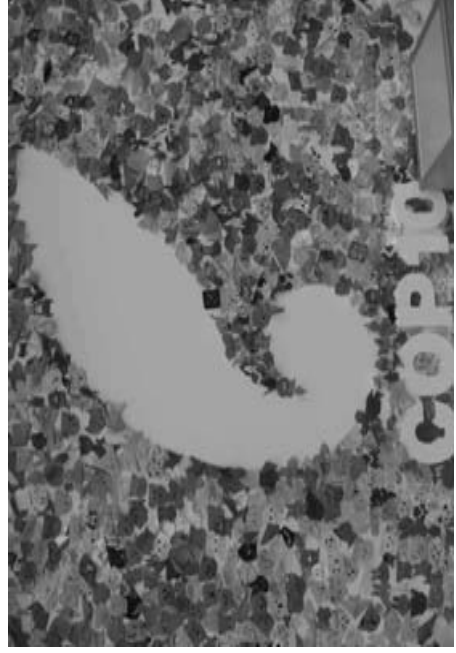
課題：政策と科学のインターフェース



30



COP10(第10回締約国会議)



32



COP10の概要

- 10月18-29日 愛知県名古屋市で開催
- 閣僚、元首を含む13,000人あまりが参加
- 約350のサイドイベントが開催
- 47の決議を採択



33



COP10における主要議題(一部)

- ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)
- 新戦略計画2011-2020年(ポスト2010年目標)
- 資金動員戦略(指標と目標、革新的資金メカニズム)
- 科学技術協力・クリアリング・ハウスマカニズム
- 技術移転(Biodiversity Technology Initiative)
- 世界植物保全戦略
- 保護地域
- 民間部門等との協力
- 生物多様性の持続可能な利用(Satoyamaイニシアチブ)
- 生物多様性と気候変動(リオ条約間のシナジー、REDD等)
- IPBES(生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)
- 農業
- バイオ燃料
- 伝統的知識
- 国連生物多様性の10年(日本のNGO、政府からの提案) 等

35



COP10:トリプル・ダイアール

- 2010年5月のSBSTTAとWGRI(COPの事前会議)の結果、“トリプル・ダイアール”がひとつのパッケージとしてCOP10のテーマの上
- “トリプル・ダイアール”
 - ABSに関する新たな議定書
 - 新戦略計画2011-2020年
 - 資金動員戦略(条約実施に必要な資金等の手当て)
- 3つが同時に合意されることが必要。どれかひとつでも合意できなければ、すべてが合意されない。

36





COP10: 合意の瞬間



37



新戦略計画2011-2020 (愛知ターゲット)

- 2050年のビジョン
 - 「自然と共生する世界」
- 2020年のミッション
 - 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施
- 5つの戦略目標と2020年までの20の個別目標
 - D(Driver: 間接要因), P(Pressure: 直接要因), S(Status: 状態), I(Impact: 影響), R(Response: 対策)の枠組みにしたがって構成

38



COP10の主要成果

- ABSに関する新たな議定書
 - 名古屋議定書
 - 18年の議論に区切り
- 新戦略計画2011-2020年
 - 2050年の長期ビジョン
 - 2020年に向けた20の個別目標: 愛知ターゲット
- 資源動員戦略(条約実施に必要な資金等の手当て)
 - 指標については合意
 - 目標についてはCOP11に先送り

38



戦略目標A. 生物多様性の主流化

- 目標1: 生物多様性の価値と、その保全・利用のための行動を人々が認識
- 目標2: 生物多様性の価値の、国と地方の制度(計画・会計・報告)への組み込み
- 目標3: 生物多様性に関する奨励措置の適正化
- 目標4: 持続可能な生産・消費のための計画、自然資源利用の影響の抑制

40



戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力の減少、持続可能な利用促進

- 目標5: 森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、01に近づけ
- 目標6: 水産資源の持続的管理、収穫など、生態系への漁業の影響を抑制
- 目標7: 農業、養殖業、林業の地域が、生物多様性保全のため持続的に管理
- 目標8: 過剰栄養などによる汚染の抑制
- 目標9: 侵略的外来種とその定着経路が特定、高優先度の種が制御、根絶等
- 目標10: サンゴ礁その他の脆弱な生態系の健全性と機能を維持(2015年まで)

41



戦略目標D. 生物多様性、生態系サービスから得られる恩恵を強化

- 目標14: 生態系サービスにより、人の健康、生活、福利に貢献
- 目標15: 生態系の保全と回復(劣化生態系の15%以上)を通じ気候変動の緩和・適応、及び砂漠化対応に貢献
- 目標16: 名古屋議定書が、国内法制度に従って施行、運用(2015年まで)

43



戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性の保護

- 目標11: 生物多様性に重要な地域(陸域の17%、海域の10%)が効果的に管理、保全
 - 目標12: 既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止、保全状況の維持、改善
 - 目標13: 作物、家畜等の遺伝子の多様性を維持、流出最小化、保護戦略策定
- 戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発
- 目標17: 効果的で参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定
 - 目標18: 先住民と地域社会の伝統的知識、工夫等の尊重、条約実施への参画
 - 目標19: 生物多様性に関する知識、科学的基礎及び技術が改善、共有、適用
 - 目標20: 戦略計画実施のための資金資源動員が、現在レベルから顕著に増加

42



COP10:
生物多様性条約のあらたな誕生のはじまり



45



ご静聴ありがとうございました



46

産業界（企業経営）にとっての生物多様性

1. 企業の経営環境に対する脅威
生態系サービスから得られる資源の量や質が変化するリスク
(水、食糧、繊維、その他原材料、洪水の制御など)
 2. 企業の操業条件に対する脅威
新たなより厳しい環境規制による制約要因の増大
(温室効果ガス排出、水管理など)
 3. 企業の評判に関する脅威
ブランド・イメージの悪化などのレピュテーションリスク
(ポイコット、ネガティブキャンペーンなど)
 4. 企業の資金調達に関する影響
資金調達時に生物多様性や生態系に対する影響評価が必要となる可能性
 5. ビジネスチャンスの増大
持続可能な商品やサービスの開発による新たなマーケットの創出
(認証紙、認証農産物、エコツーリズム、環境技術など)
- そもそも、生態系サービスがなければ人類は生きていけない。そうだとすると、企業活動にとっても、生態系サービス、生物多様性は破壊することのできない存立基盤。

ビジネスと生物多様性

～経団連自然保護協議会の取り組みを中心に～

2010.12.17

経団連自然保護協議会事務局
半谷 順

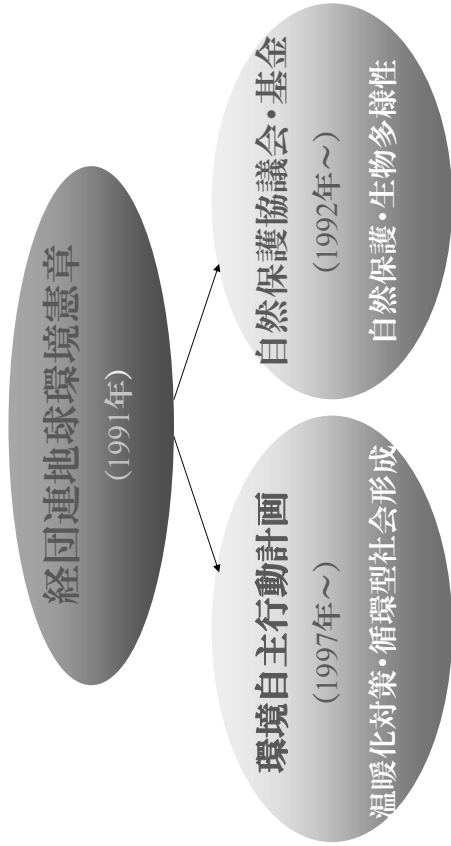
否定できない事実

- (1) 人類は、生態系サービスの恩恵を受けなければ生きていけない。
- (2) 企業は、生態系サービスの恩恵を受け、かつ生態系サービスに負荷を与えながら事業活動を行っている。
- (3) 企業を含む民間部門が生態系に及ぼす影響は非常に大きい。
- (4) しかし、生物多様性、生態系の劣化は著しい。
- (5) できることから、すぐにも行動を起こさなければ、将来に大きな禍根を残す恐れが大きい。

1. 経団連自然保護協議会の取り組み

日本経団連自然保護基金の委託者
企業とNGOの橋渡し
企業の意識向上

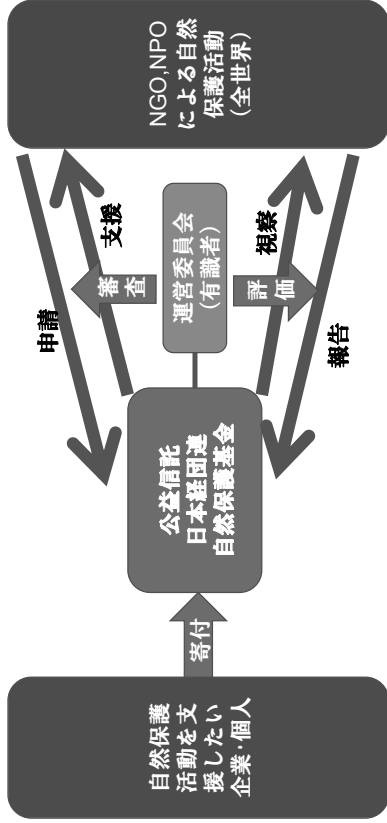
日本経団連の環境問題への取り組み



5

経団連自然保護協議会の活動概要

- (1) 自然保護基金の委託者としての業務
- ▽募金活動
 - ▽支援プロジェクトのフォローアップ



経団連自然保護協議会の足跡

- 経緯
 - 1991 地球環境憲章
 - 1992 自然保護基金・協議会設立
 - 1996 協議会、国際自然保護連合 (IUCN) 加盟
 - 1999 企業向け生物多様性入門書を邦訳出版
 - 2000 基金を公益信託化、支援金累計10億円
 - 2003 自然保護宣言
 - 2007 支援金累計20億円
 - 2009 生物多様性宣言
- リオ・地球サミット 生物多様性条約 (1992)
- 2010年目標設定 (2002, COP6)
- 民間参画決議 (2006, COP8)

経団連自然保護協議会の活動概要

- (2) 自然保護協議会独自の活動 (最近の主要テーマは「生物多様性」)
- ▽企業とNGOとの交流の推進
- ・企業とNGO等との交流会
シンポジウム等の機会に合わせ、年2回程度実施
 - ・NGO活動成果報告会
ほぼ毎月実施。NGOと企業との相互理解を促進
自然保護の現場の創意工夫、苦勞、課題、ニーズを企業が知る機会
→企業の支援活動や事業革新のヒントに
- ▽会員企業対象の意識向上・啓発活動
- 2009/3/17 「日本経団連生物多様性宣言・行動指針」発表
 - 2009/4/21 「生物多様性育む社会のために」(宣言・行動指針発表記念)
 - 2009/9/14 「いのちのつながり 生物多様性入門」
 - 2010/5/25 「生物多様性を育む社会づくりに向けて 生物多様性宣言からCOP10へ」
 - 2010/12/13 「COP10を超えて、未来へ、世界へ」 (COP10総括)

2. 日本経団連生物多様性宣言・行動指針

- ✓ トップダウンの重要性
- ✓ 本業と社会貢献とは両輪
- ✓ 「主体的」取り組み：温暖化対策との違い
- ✓ 「具体的」取り組み：日本経団連自然保護基金
- ✓ 既存の取り組みの再整理
- ✓ 技術開発
- ✓ 「連携・協力」：生物多様性民間参画パートナーシップ
- ✓ 消費者の巻き込み

7 項目の原則と行動指針

1. 事業活動と自然循環との調和（基本理念）
 - ・ 基本理念の企業経営への反映
 - ・ 経営者のリーダーシップ
2. グローバルな視点での取り組み
 - ・ 国際的な視点と多様性を尊重する視点
 - ・ 遺伝資源の利用について
3. 生物多様性への自発的かつ着実な貢献
 - ・ 事業活動（本業）による影響低減はもちろん、社会貢献活動（本業以外）としても取り組む
 - ・ 予防的対応、順応的管理について
 - ・ サプライチェーンとの関わりについて
 - ・ 経済的手法の利用について

※ 創意工夫と試行錯誤と検証の積み重ね

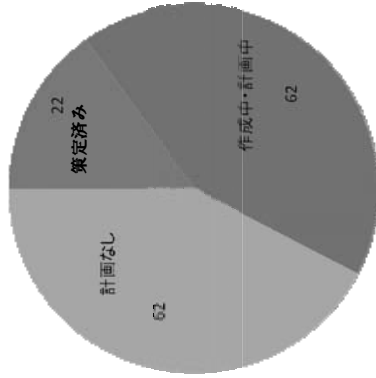
※ 生物多様性に現実貢献する行動を

日本経団連生物多様性宣言・行動指針

- 2009年3月
生物多様性保全に対する企業の取り組みを一層強化していくため、
「日本経団連生物多様性宣言」を公表
- 前文：策定の趣旨、経緯
 - 本文：7項目の原則
 - 行動指針：15項目
- 4月 「行動指針とその手引き」公表
- 目的：行動指針に沿った事業活動を展開する際の手引書
 - 構成：ねらい、留意点、活動例
- 8月 「企業活動事例集」とりまとめ
- アンケートにより得られた108社、581事例を分野別に紹介（会員企業のみ）
 - 公開ページは別途、当協議会HPに掲載
- 11月 賛同企業募集：約340社（宣言推進パートナーズ）

経営方針への盛り込み状況

生物多様性方針等の策定状況



* 経団連自然保護協議会アンケート結果 (2010年6月)

具体的・実践的な取り組みについて

- ◆ 「その取り組みは、各地域の具体的な生物多様性や生態系サービスに貢献しているか」という視点による取り組みの検証の重要性
- プロジェクトに支援する方法
 - 例：日本経団連自然保護基金
- 地域毎の特色に着目
 - 地域密着型の企業にもチャンスが
- 新しい仕組み・手法の導入の試金石
 - たとえば「生物多様性オフセット」は有効な手段なのか
- 誤った目標・指標の設定の防止にも
 - 究極の目的とそれを達成するための当面の目標の違い

主体的取り組みを優先すべき理由

温暖化対策との違い

評価指標	気候変動	生物多様性
科学的データ・知見の整備と対策可能性	科学的データや知見は整備されており、特に、人間活動と排出との因果関係については、ある程度明確であるため、対策が取りやすくなる	科学的データや知見の整備は十分ではなく、人間の活動の自然への影響についても、地域により反応が異なるなど複雑である。したがって、何が有効な対策なのか不明確でなく、試行錯誤のプロセスが不可欠
評価指標	CO2に換算することにより、グローバルな統一指標による評価が可能	生態系や種は地域により様々であり、その価値を統一的に評価する指標づくりは困難
容易性	容易	容易

生物多様性への取り組みには、現場実態に即した多様な取り組み（創造性）と試行錯誤のプロセス（順応的管理ともいう）（柔軟性）が求められる。

日本経団連自然保護基金の特徴

- ① 公益信託 → 透明性
- ② 運営委員会 → 公平性
- ③ プロジェクト毎の支援 → 確実性・有効性
- ④ 申請から半年で支払い → 迅速性
- ⑤ 使途が比較的自由 → 柔軟性
- ⑥ 18年間の実績（総額28億円） → 継続性
- ⑦ 原資はボランタリー → 自主性

「資金メカニズム」の一例

支援プロジェクト例 (海外)

1. マレーシア
 - ・熱帯雨林再生のための植林事業
2. タイ
 - ・エビ養殖池跡地のマングローブ植林事業
 - ・環境教育用教材の作成事業
3. インドネシア
 - ・オランウータン保全事業、海洋生態系保全事業
4. 中国
 - ・砂漠化阻止のための植林事業
5. エクアドル
 - ・ガラパゴス諸島の生態系保全事業

7 項目の原則と行動指針 (つづき)

4. 資源循環の取り組み
 - ・省エネ・省資源、3R活動は生物多様性にも貢献
5. 技術開発の推進
 - ・技術開発による新しいライフスタイルの提案
 - ・自然や先人の知恵に学ぶ技術開発 (例: バイオミミクリー)
 - ・都市の生物多様性 (例: 自然再生の取り組み)
6. ステークホルダーとの連携
 - ・専門的知見の活用と知見の共有
 - ・経済的、人的支援
 - ・レポーティング
7. 生物多様性への率先行動
 - ・生物多様性育む社会づくりへの貢献
 - ・環境教育の推進

支援プロジェクト例 (国内)

1. 稀少動物「ヤマネ」の保全と「アニマルパスウェイ」の普及事業
2. 屋久島におけるウミガメ保全活動
3. 「オオサンショウウオ」や「シナイモツゴ」など稀少動物の保護事業
4. 「トキ」の自然回帰のための里山生態系の復元事業



Dormouse

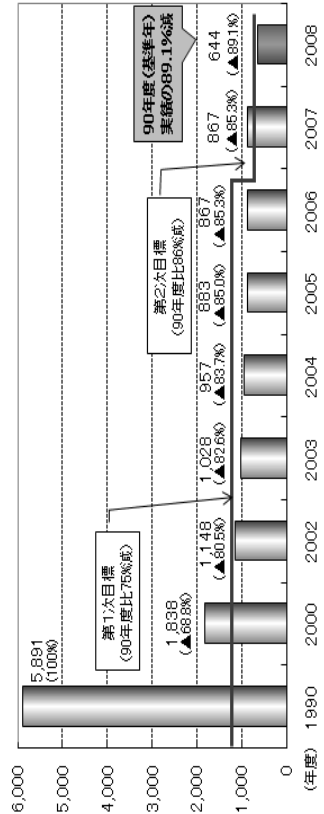


The re-introduced and flying crested bis(25.9.2008)

日本経団連 環境自主行動計画 (循環型社会形成編) — 2008年度7・9・17'調査結果 —

- ◎1997年より自主行動計画を推進。
- ◎産業廃棄物最終処分量の大幅削減。
- ◎産業廃棄物問題が社会問題化していた90年代、97年廃棄物処理法改正時に比べ、状況はかなり改善

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】 (単位: 万トン)



* このほか、40業種が、再資源化率などの独自目標を持って取り組み

自然に学ぶ - バイオミミクリ技術

・ biomimicry(生命体を真似る：生物の生体機能を活かしたもののづくり)
 ・ レオナルド・ダ・ヴィンチは、トンボやハリの構造を模して飛行機を考案した。
 ・ 自然界の原理をスウェットシャツ、ライト兄弟は、鳥の翼が「上面と下面で断面のカーブが違う」ことを発見し、飛行機を設計。



サメ肌水着

時速70kmで泳ぐサメの肌を模して厚さ0.5ミリの布地に幅0.5ミリ、深さ0.1ミリの溝を1ミリ間隔で刻み、表面摩擦抵抗を約7%軽減



カワセミ水着

空中から水中に素早くダイビングして魚などの獲物を捕獲、カワセミの羽をもとに編み出されたマイクロの突起で水の抵抗を5.5%低減



カジキ水着

世界最速の時速100kmで泳ぐ魚をヒント、生地表面の乱流を抑え従来比で8%にまでに摩擦抵抗を軽減

企業とNGOの協働の例 (技術の活用)



アニマルパスウェイ(清里)

NGOのニーズ
+ 建設会社の技術

2011/3/2

エコロジカルプランニング



誘致期待種が定着するのに必要な、樹木、草地、湿地といった環境要素を具体的に選り出し、札幌ドーム周辺の敷地に配置

連携・協働の意義について

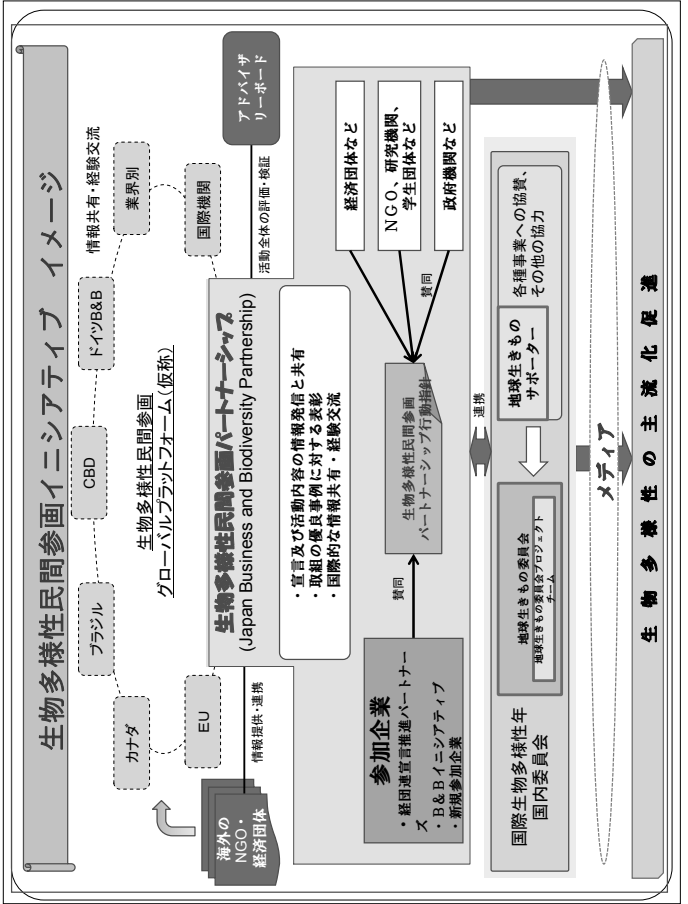
- 消費者が商品・サービスを通じて企業を選択するという「市場メカニズム」の活用
- 多くの関係者の連携・協力が、科学的不確実性をカバーし、科学的知見が充実にことにつながる
- 生物多様性の「主流化」に向けた社会的ムーブメントの必要性
 → 「民間参画パートナーシップ」
 経済3団体の呼びかけ、政府等の協力

生物多様性民間参画パートナーシップの概要

- 背景
 - 民間部門の取り組みの重要性
 - 参画事業者の裾野を拡大する必要性
- 目的
 - 幅広い様々な事業者の積極的参画を促す
 - 取り組みの質・量両面での拡充を促す
- 対象
 - 事業者（中小企業、第1次産業事業者を含む）
 - 事業者の取り組みを支援する団体
 - 経済団体、NGO、政府機関（地方公共団体を含む）

生物多様性民間参画パートナーシップの概要

- 参加要件
 - 「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」（＝経団連の宣言・行動指針）の趣旨に賛同し、1項目でもそれに沿った活動を実践、向上、推進する意思のあること
 - 上記の企業の活動を応援しようという経済団体、NGO、地方自治体等
- 予定している活動内容と参加のメリット
 - ホームページやメルマガ等を活用した、参加者どうし及び支援する団体との情報共有や経験交流
 - パートナーシップ参加を自社広報に活用



生物多様性民間参画パートナーシップの概要

- 運営
 - 当面、経団連自然保護協議会及びIUCN日本プロジェクトオフィスが事務局を担当
- スケジュール
 - 5/25 プレスリリース 参加申し込み開始
 - 10/26 COP10会場において発足行事
 - 10/27 グローバルプラットフォーム検討会合（海外の同種のイニシアティブとの意見交換）

「生物多様性民間参画パートナーシップ」
(Japan Business & Biodiversity Partnership)参加
状況

カテゴリ	参加数
事業者会員	401
経団連企業	351
その他	50
経済団体会員	14
NGO会員	9
公会員（役所、自治体等）	9
合計	433

2010/12/7現在

COP10「愛知目標」の位置付け

- 「愛知目標」は世界目標（≠日本の目標）
 - 世界目標達成のために、日本が、政府が、自治体が、民間企業が、農林水産事業者が、一般消費者が、NGOが、何をしなければならぬかの議論がこれから始まる。
 - 生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略」の改訂作業に注目
- 20の個別目標は、生物多様性に関する取り組みのできばえを評価する視点
 - 各項目について、自分はどういう貢献ができるのか考える手掛かりとして有効

COP10ビジネス参画決議との関係

- 締約国への要求
 - ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの設立の支援
 - ビジネスと生物多様性に関するグローバルパートナーシップに向けて努力
 - 条約事務局長への要請
 - 特にグローバルレベルにフォーカスした対話の場を促進することによって、国別、地域別のビジネスと生物多様性イニシアティブの設立を奨励
- ⇒ こうした決議案の採択を見越して、「民間参画パートナーシップ」の発足を準備

3. COP10以降のビジネス参画

愛知目標の位置付け
ビジネス参画決議との関係
民間参画パートナーシップの活動の方向性
裾野の拡大とレベルアップ
国際連携・協力

COP10ビジネス参画決議との関係

- **ビジネスへの推奨事項**
 - 新戦略計画（愛知目標）の実施に貢献
 - 影響を測定・評価、負の影響を回避・最小化する工程と生産方法を開発・適用
 - 教訓の共有・採用、好事例の抽出、知見・技術の共有
 - 任意の認証スキームへの参加
 - 自主的なコミットメント（基準・指標に基づく）
 - ビジネスの参画を促進する取り組み
 - 政府との対話
 - レポーターディング
- 「パートナーシップ」が貢献できる分野
- 各社の努力分野？



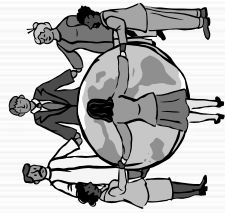
民間参画パートナーシップの当面の活動

- ホームページを通じた情報交換
 - URL:<http://www.bd-partner.org>
 - 「事例紹介」
 - 「イベント情報」
 - 「参考資料」
 - 「電子ニュースレター」
- アンケート調査による全体的な動向把握

将来の活動計画

- 裾野を広げる取り組み
 - 中小企業、農林水産事業者、消費者、自治体
- レベルアップの取り組み
 - 「愛知目標」達成に向けたロードマップづくり
 - レベルアップの度合いを評価する手法の検討
- 既存の様々な枠組みとの連携
- 海外との連携
 - グローバルプラットフォーム構想の具体化
 - アジアを中心とした新興国企業との連携

ご清聴ありがとうございました。



日本経団連生物多様性宣言

2009年3月17日
(社)日本経済団体連合会

<前 文>

1. 日本経団連の取り組み

日本経団連は、1991年の「経団連地球環境憲章」、2003年の「活力と魅力溢れる日本を目指して」で示した「環境立国」の理念等に基づいて、人類の豊かな未来のために地球環境問題に積極的に取り組んでいる。

自然保護の分野においては、経済活動と自然環境の共栄を目指して、1992年に「経団連自然保護基金および同運営協議会（当時）」を設立し、自然保護活動の啓発・普及と、アジア太平洋地域を中心とするNGOの自然保護プロジェクト支援を開始し、基金設立以来、支援総数は約800件に達している。また、2003年には「日本経団連自然保護宣言」（以下「自然保護宣言」という）を発表して、一層の啓発および活動の推進を図ってきた。

2. 生物多様性の危機

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、「気候変動枠組条約」とともに、「生物多様性条約」が採択された。しかしながら、生物多様性については、計測したり実感したりすることが難しいため、その重要性に対する認識はいまだ十分とは言えない。

人類は生物多様性から計り知れない自然の恵みを受けており、生物多様性が損なわれれば、将来の生活文化をはじめ、水や食料、貧困などの諸問題に多大な影響をもたらす恐れがある。社会経済活動が生物多様性に様々な負荷を与えてきた事実を認識し、すべての人々と組織が、持てる叡智を結集、協力して、生物多様性の危機に立ち向かわなければならない。

3. 私たちの決意

私たちは、「自然保護宣言」に基づいて、生物多様性の保全を重視した自然保護活動を推進してきた。今こそ、生物多様性が将来の持続可能な社会にとって重要な基盤であることをより深く認識し、国際社会の一員として、すべての人々との間で役割と責任を分かち合い、連携・協力して生物多様性に資する行動を一層推進する決意である。

そこで、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目指して、さらに積極的に取り組んでいくため、「自然保護宣言」に掲げた生物多様性への取り組みを進化させた「生物多様性宣言」をここに定める。

なお、この宣言および行動指針については、今後、進捗状況を把握するとともに、必要に応じて改善を図っていく。

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

私たちは、生物多様性が生み出す自然の恵み（生態系サービス）に大きく依存している事実に感謝する心を養い、地球誕生以来営まれてきた大気、水、土、生物を含む自然循環機能と事業活動との調和を目指し、自然との共生を志す。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

私たちは、国境を越えた生態系サービスの恩恵を受けていることを改めて認識するとともに、生物多様性が損なわれつつあるという危機感をすべての人々と共有し、グローバルな視点に基づきつつ、多様な地域性にも配慮して生物多様性の保全を図る。

さらに、遺伝資源の利用にあたっては、生物多様性条約の理念を尊重するとともに、遺伝資源を次世代につなぐよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

私たちは、自らの社会的責任の大きさを自覚し、事業活動に伴う生物多様性への影響低減や、生物多様性の実質的な保全につながる社会貢献活動に、自発的かつ着実に取り組む。取り組みにあたっては、個々の経営内容や経営理念に応じて、持てる経営資源を活用し、創意工夫を凝らして行動するよう心掛ける。

私たちは、以上の7原則を尊重し、生物多様性のた

4. 資源循環型経営を推進する

私たちは、省資源、省エネルギー、3R等の活動を通じて、限りある地球の資源を繰り返し利用する資源循環型の社会風土の形成に努め、生物多様性や気候変動の問題解決につながる経営をより一層推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す

私たちは、奥深く計り知れない自然の摂理と、伝統や先人の叡智を学ぶとともに、生物多様性にとって低負荷な事業活動や環境技術の開発を促進することによって、経営革新を図り、持続可能な産業、暮らし、文化の創造を目指す。

6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める

私たちは、生物多様性への取り組みをより実効あるものにするため、国内外のあらゆる関係者との間で生物多様性に関する認識の共有を図り、連携、協力を積極的に推進する。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

私たちは、生物多様性に関する深い認識のもとに、社会とのコミュニケーションを図りつつ、率先して生物多様性に対する社会的責任を果たすことにより、持続可能な地球社会のために貢献する。

めに一層固い決意で取り組むことをここに宣言する。

行 動 指 針

※ 本行動指針は、「宣言」を受けて、言行一致した的確な行動をとるための手引書として作成したものであり、宣言の内容をより具体化した以下の各項目について、解説や例示を加えて発表する。なお、行動にあたっては、各企業が独自の経営資源を活用し、創意工夫を凝らすことが望ましく、企業の行動基準を定めたものではない。

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

- 1-1 生物多様性や自然の恵み（生態系サービス）の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
- 1-2 生物多様性に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

- 2-1 事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。
- 2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

- 3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
- 3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。
- 3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

4. 資源循環型経営を推進する

- 4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を、継続的に推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す

- 5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。
- 5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。
- 5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。

6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める

- 6-1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める。
- 6-2 生物多様性への取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

- 7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO等と連携して、積極的に実施する。
- 7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

平成 22 年度 温暖化防止月間イベント
「私たちの暮らしと生物多様性」
講 演 録

発 行：平成23年3月30日
公益財団法人特別区協議会
〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1
東京区政会館4階
TEL 03(5210)9079
FAX 03(5210)9873